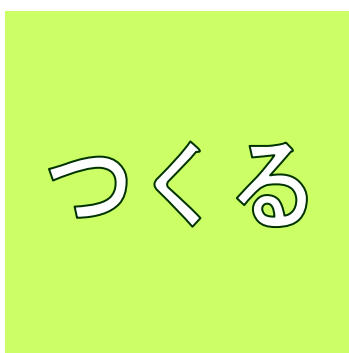


座間市緑の基本計画

— 多様な緑を感じて暮らし続けるまち 座間 —

(案)



平成25年3月



座間市



座間市民憲章

私たち座間市民は、めぐまれた自然と、文化や伝統を誇りとし、明るい街づくりのために、すべての英知をそそぐことを誓って、この憲章を定めます。

- 1 清らかな空と水、緑あふれる郷土を誇りとします。
- 1 いのちを大切にし、健やかな日々のために、力をわかちあいます。
- 1 仕事を生きがいとし、活力ある街をつくれます。
- 1 学びあい、心をみがき、豊かな文化をきずきます。
- 1 思いやり、はげましあい、心と心の輪をひろげます。

昭和56年11月1日制定

市の花「ヒマワリ」



ヒマワリの枝葉の深緑は、たくましく発展を続ける市を、また大輪の花は、市民の皆さんが手を結び合い、明るく健康なまちづくりを目指す姿を象徴しています。

昭和44年1月16日制定

市の木「モクセイ」



みんなで樹木を守り育て、緑あふれるまちづくりをさらに進めようと、市民の皆さんが選んだ木です。

昭和55年4月1日制定

市の鳥「シジュウカラ」



みんなで自然を大切にし、鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、自然保護のシンボルとして市民の皆さんが選んだ鳥です。

平成3年4月1日制定

ざまりん



市の花ひまわりをイメージした妖精。
頭の部分は、お日様に向かって飛躍するひまわりの花。
体は、ひまわりの種。みんなに希望の種を届けます。

誕生日：平成23年11月3日生まれ

住 所：市内のひまわり畑

性 別：不明(妖精に性別はない?)

好 物：お日様の光、特産・推奨品

趣 味：日光浴

友 達：ミツバチ

使 命：座間プロモーション(座間市PR)

座間市緑の基本計画 目次

第1章 計画の改定にあたって.....	1
1 計画の目的.....	1
2 改定の背景.....	1
3 計画の位置づけと目標年次.....	1
4 計画の構成.....	3
5 緑の役割.....	4
第2章 緑の現況と課題.....	5
1 緑の現況.....	5
2 市民の意識.....	14
3 前計画の取組み実績.....	21
4 緑の課題.....	22
第3章 緑の目標.....	25
1 緑の将来像.....	25
2 緑の保全と創出の目標.....	27
第4章 緑の基本方針.....	30
1 施策の基本方針.....	31
2 緑化重点地区の方針.....	35
3 協働の推進方針.....	40
第5章 実現に向けた施策.....	43
1 施策の体系.....	43
2 個別施策の内容.....	44
参考資料(用語解説).....	54

第1章 計画の改定にあたって

1 計画の目的

本計画は、都市緑地法第4条に根拠を置く「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として位置づけられるものであり、緑地の保全及び緑化の目標、推進のための施策に関する事項、都市公園の整備の方針などを定め、市民・事業者・市が協働して緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的とします。

2 改定の背景

市では、平成14年度に「座間市緑の基本計画」を改定して以来、緑に関するさまざまな施策を展開してきました。

計画策定から10年が経ち、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、景気の長期低迷、都市の維持コストの増大、市民のライフスタイルの多様化、地域コミュニティの機能低下など、社会経済情勢は大きく変化しています。

市内でも、住宅地の緑や自然緑地の減少やヒートアイランド現象などの都市気候の変化、緑に対する市民ニーズの多様化など、緑を取り巻く環境が大きく変化しているとともに、地球温暖化や生物多様性の確保などの地球規模での環境問題への取り組みも迫られており、市内の緑の重要性がより高まるとともに、市民の緑への関心も一層高まっています。

こうした背景を踏まえ、平成16年の都市緑地法の改正や、平成23年に策定された第四次座間市総合計画に基づき、暮らし快適 魅力あるまちを目指して、計画の見直しを行うこととなりました。

3 計画の位置づけと目標年次

(1) 計画の位置づけ

緑の基本計画にあたっては国や県及び市の関連計画と整合を図るとともに市民や事業者の意見を反映することとしました。

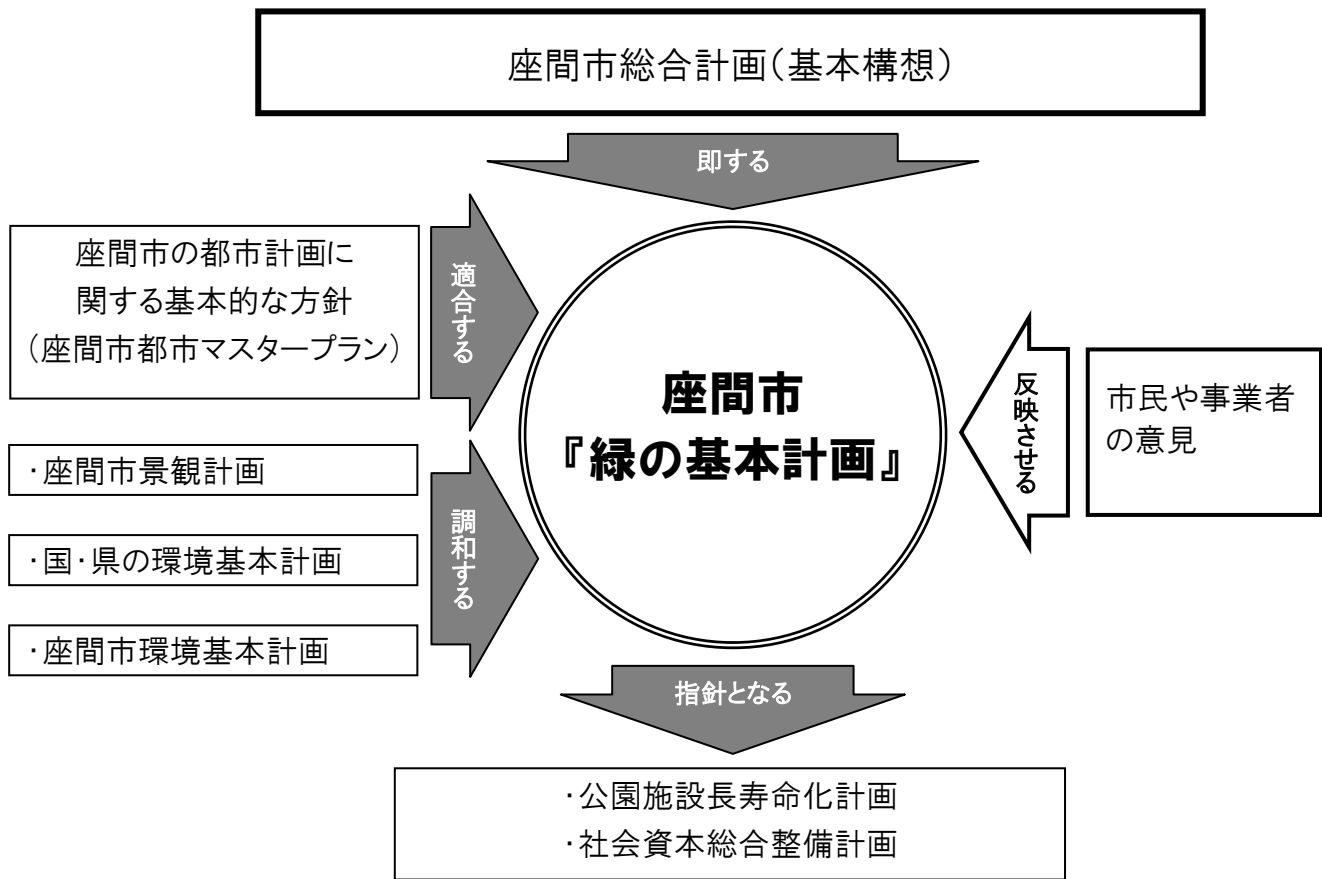


図-1 緑の基本計画の位置づけ

(2) 計画の目標年次

本計画の計画年次は平成25年度から平成34年度までの10か年とし、平成34年度を目標年次とします。

今後、社会情勢の変化などを踏まえ、関係する行政計画の改定に応じて、現計画を検証し見直しを検討します。

年度	平成	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	20	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
総合計画				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
都市マスタープラン				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
緑の基本計画						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

図-2 計画の目標年次

4 計画の構成

本計画は、「緑の現況と課題」を検討し、市の目指すべき緑の将来像を描いた「緑の目標」、その方針を定めた「緑の基本方針」、これらの方針を実現するための「実現に向けた施策」で構成されています。

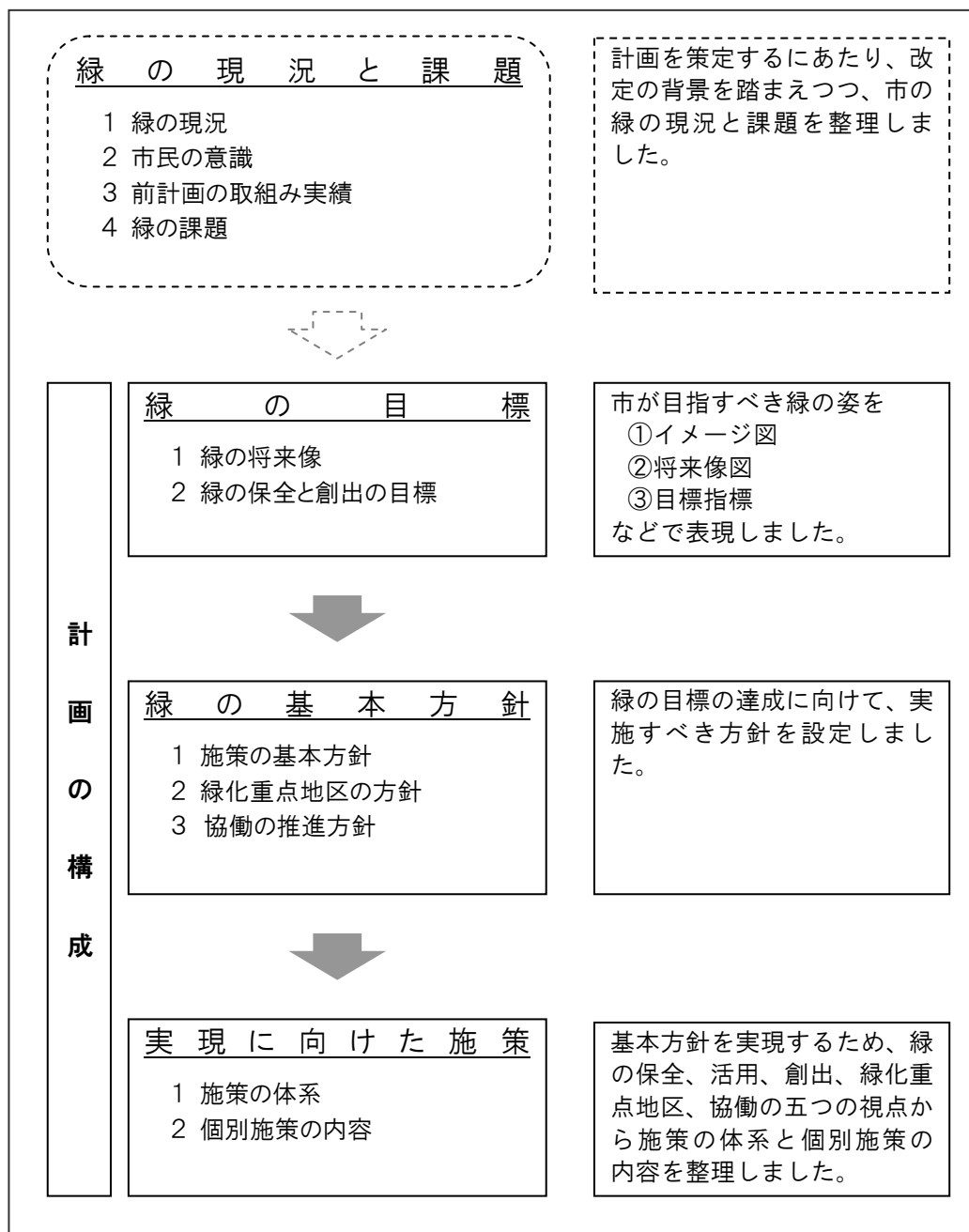
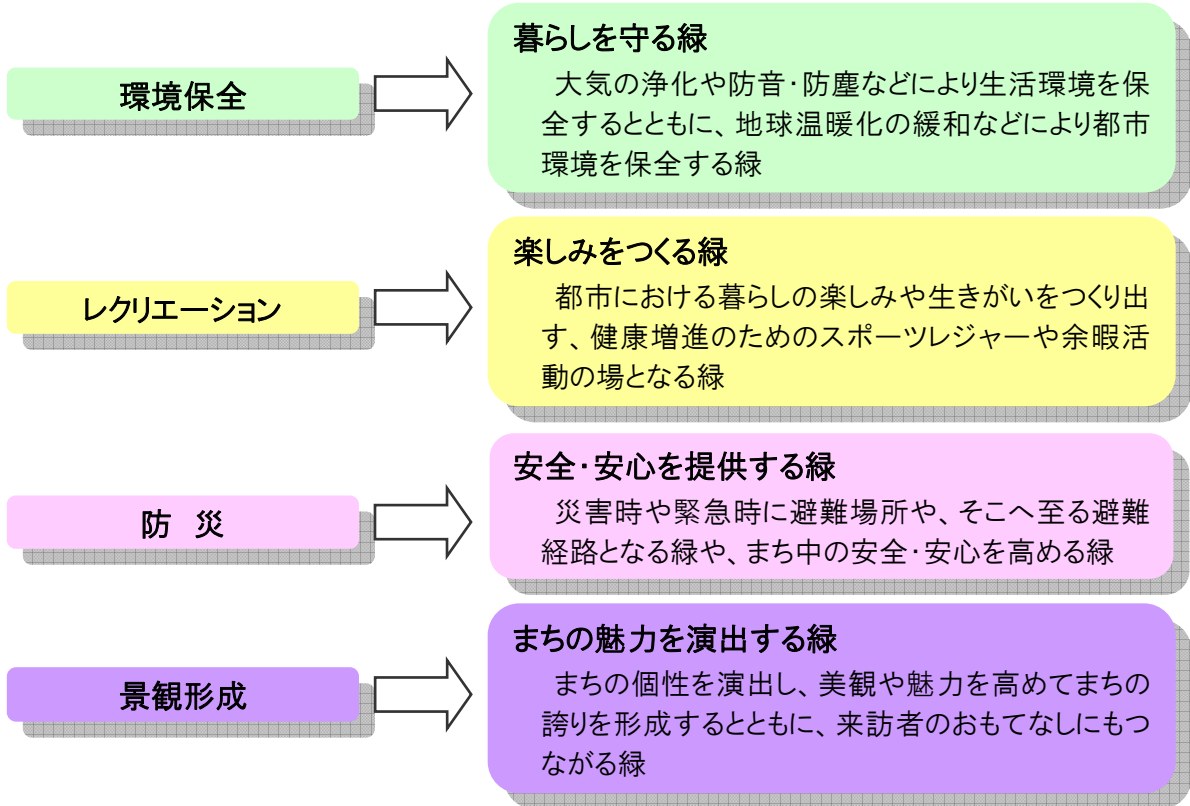


図-3 計画の構成

5 緑の役割

都市の中の緑には、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の四つの機能があります。



これまで市では、上記の機能を高めるためにさまざまな取組みを進めてきました。しかし、市内の緑は質・量ともにまだ十分とはいえません。また、近年においては、上記の四つの機能に加え、以下の役割も注目されています。以下の役割についても、四つの緑の機能を支える重要な役割として今後の緑のまちづくり推進に向けた検討課題とします。

《四つの機能を支える緑の役割》

地域コミュニティ醸成の場としての緑

緑のまちづくりを通じて、人と人のつながりが生まれて地域コミュニティが醸成され、地域の活性化や市民生活の満足度が高まるなどの効果が期待されます。

生物多様性の確保の場としての緑

緑は野生生物の生息・生育環境や生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たし、地域の自然環境を次世代の財産として継承します。

緑の経済的な効用

市街地の緑はまちや建物に対して付加価値を生み出し、市民がより長く住み続けたいようなまちとしての魅力が高まり、まちへの愛着も深まります。

第2章 緑の現況と課題

1 緑の現況

(1) 緑被の現況

市全域の緑被面積は546.7haであり、市全体の緑被率は31.1%となっています。

市街化区域の緑被率

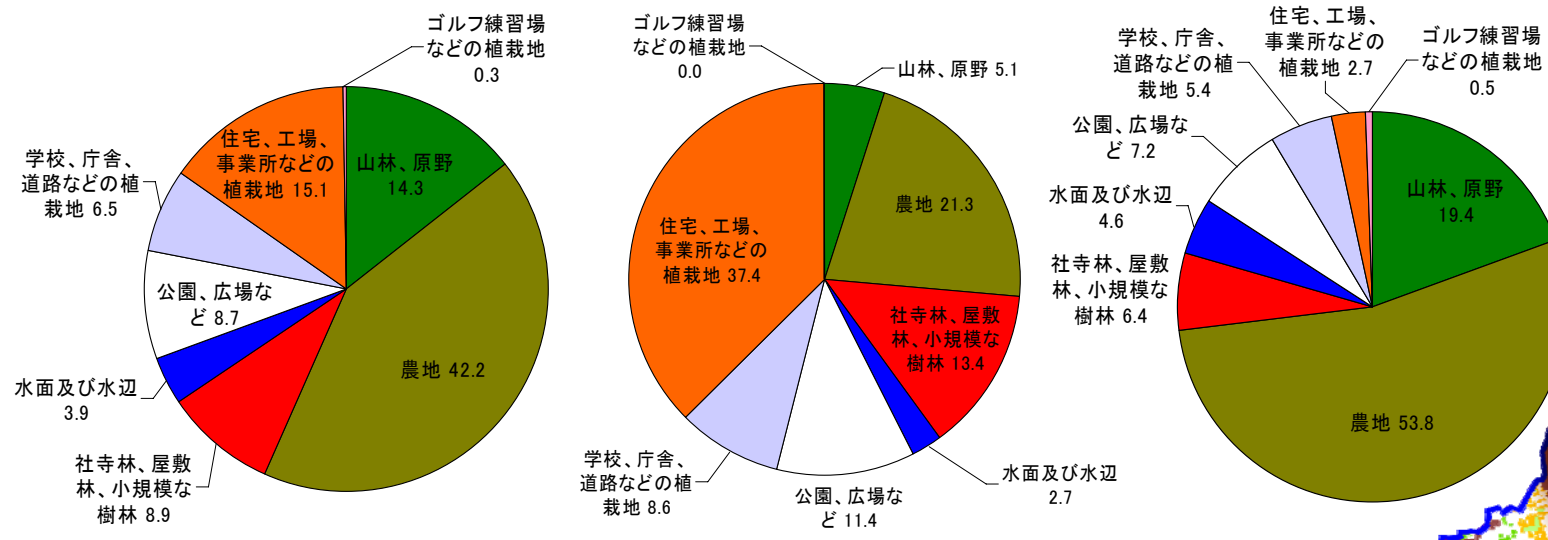
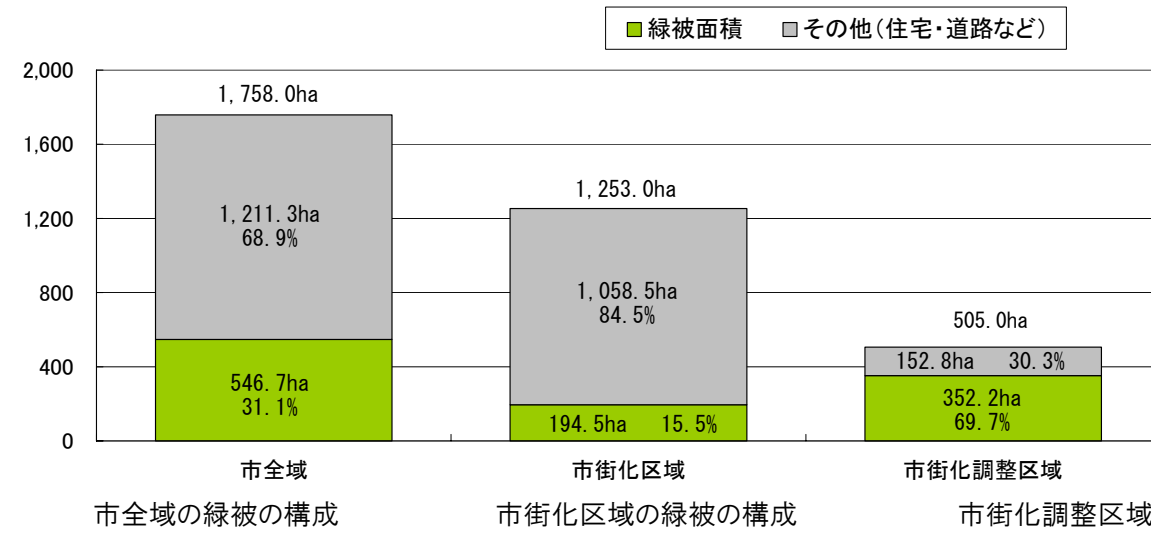
このうち、市街化区域内の緑被率は15.5%にとどまっています。また、市街化区域の緑被の構成では、住宅や工場などの緑が最も多く、約4割を占め、貴重なまち中の緑になっています。

市街化調整区域の緑被率

一方、市街化調整区域の緑被率は69.7%に達しています。また、市街化調整区域の緑被の構成では、農地が最も多く、約5割を占めています。これらの農地は、相模川沿いや栗原地区に広がっており、その他、座間谷戸山公園や羽根沢地区の緑がまとまって広がっています。

表-1 市の緑被面積・緑被率

緑被の分類	市全域			市街化区域			市街化調整区域		
	緑被面積	緑被率	緑被構成比	緑被面積	緑被率	緑被構成比	緑被面積	緑被率	緑被構成比
	(ha)	(%)	(%)	(ha)	(%)	(%)	(ha)	(%)	(%)
社寺林、屋敷林、小規模な樹林	48.7	2.8	8.9	26.1	2.1	13.4	22.6	4.5	6.4
公園・広場など	47.7	2.7	8.7	22.2	1.8	11.4	25.5	5.0	7.2
水面及び水辺	21.6	1.2	4.0	5.3	0.4	2.7	16.3	3.2	4.6
農地	230.8	13.1	42.2	41.5	3.3	21.3	189.3	37.5	53.8
住宅、工場、事業所などの植栽地	82.3	4.7	15.1	72.7	5.8	37.4	9.6	1.9	2.7
山林、原野	78.3	4.5	14.3	9.9	0.8	5.1	68.4	13.5	19.4
学校、庁舎、道路などの植栽地	35.6	2.0	6.5	16.7	1.3	8.6	18.9	3.7	5.4
ゴルフ練習場などの植栽地	1.7	0.1	0.3	0.1	0.01	0.01	1.6	0.3	0.5
緑被面積合計	546.7	31.1	100	194.5	15.5	100	352.2	69.7	100
その他(宅地・道路など)	1211	68.9		1059	84.5		153	30.3	
合計面積	1,758	100		1,253	100		505	100	



緑被現況図凡例

行政界		
市街化区域		
山林、原野		78.3 ha
農地		230.8 ha
社寺林、屋敷林、小規模な樹林		48.7 ha
水面及び水辺		21.6 ha
公園、広場など		47.7 ha
学校、庁舎、道路などの植栽地		35.6 ha
住宅、工場、事業所などの植栽地		82.3 ha
ゴルフ練習場などの植栽地		1.7 ha

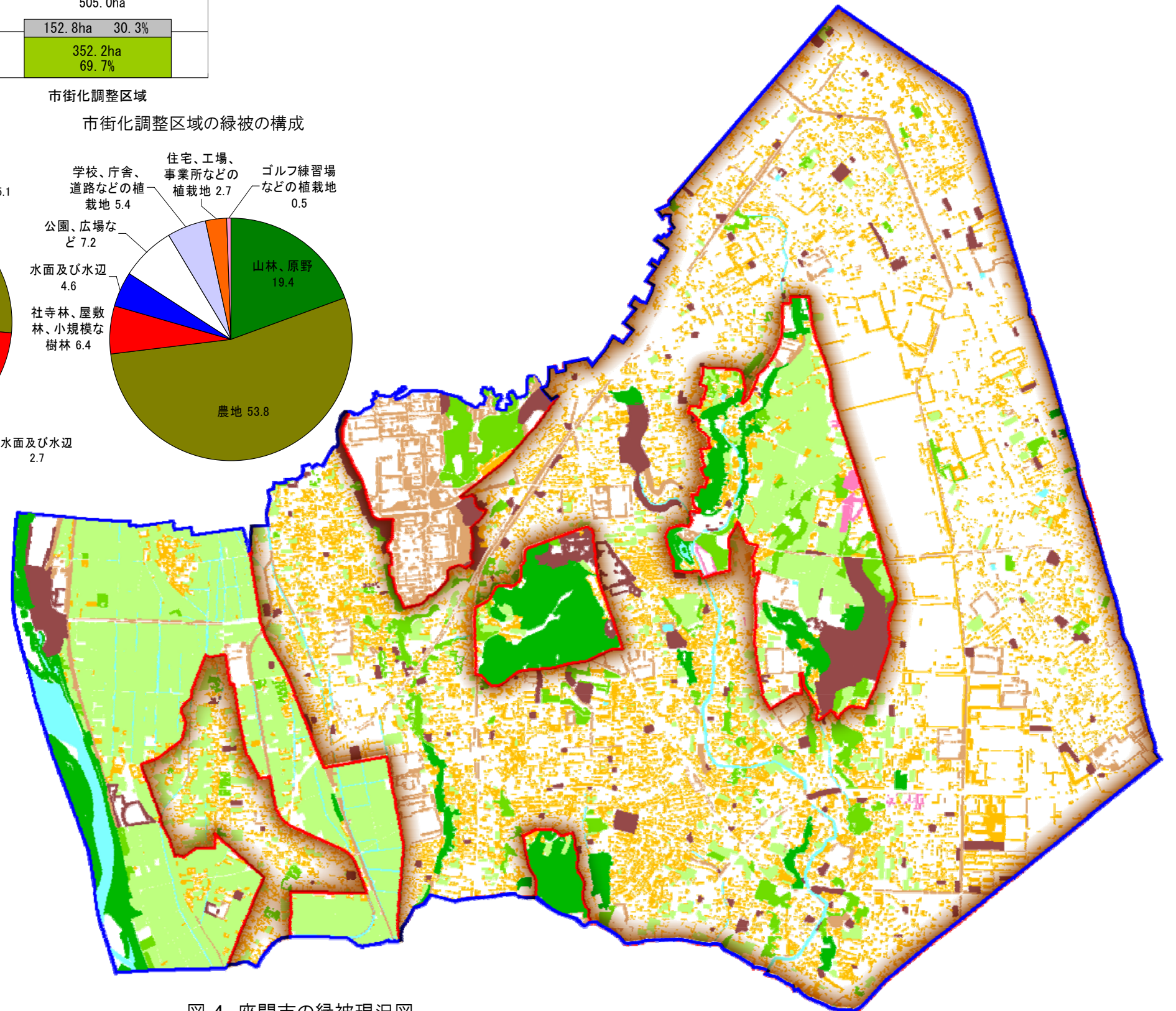


図-4 座間市の緑被現況図

(2) 公園・緑地などの現況

ア 都市公園

市には現在、41箇所、総面積約61.5haの都市公園があります。その内訳は、街区公園35箇所、近隣公園3箇所、地区公園1箇所、総合公園1箇所及び特殊公園が1箇所です。

市民一人あたりの都市公園面積は平成24年4月1日人口時点で 4.8m²/人(H24.4.1)となり、神奈川県平均の4.9m²/人(H22.3.1)、全国平均の9.5m²/人、さらに国の参酌標準の10m²/人を下回っています。

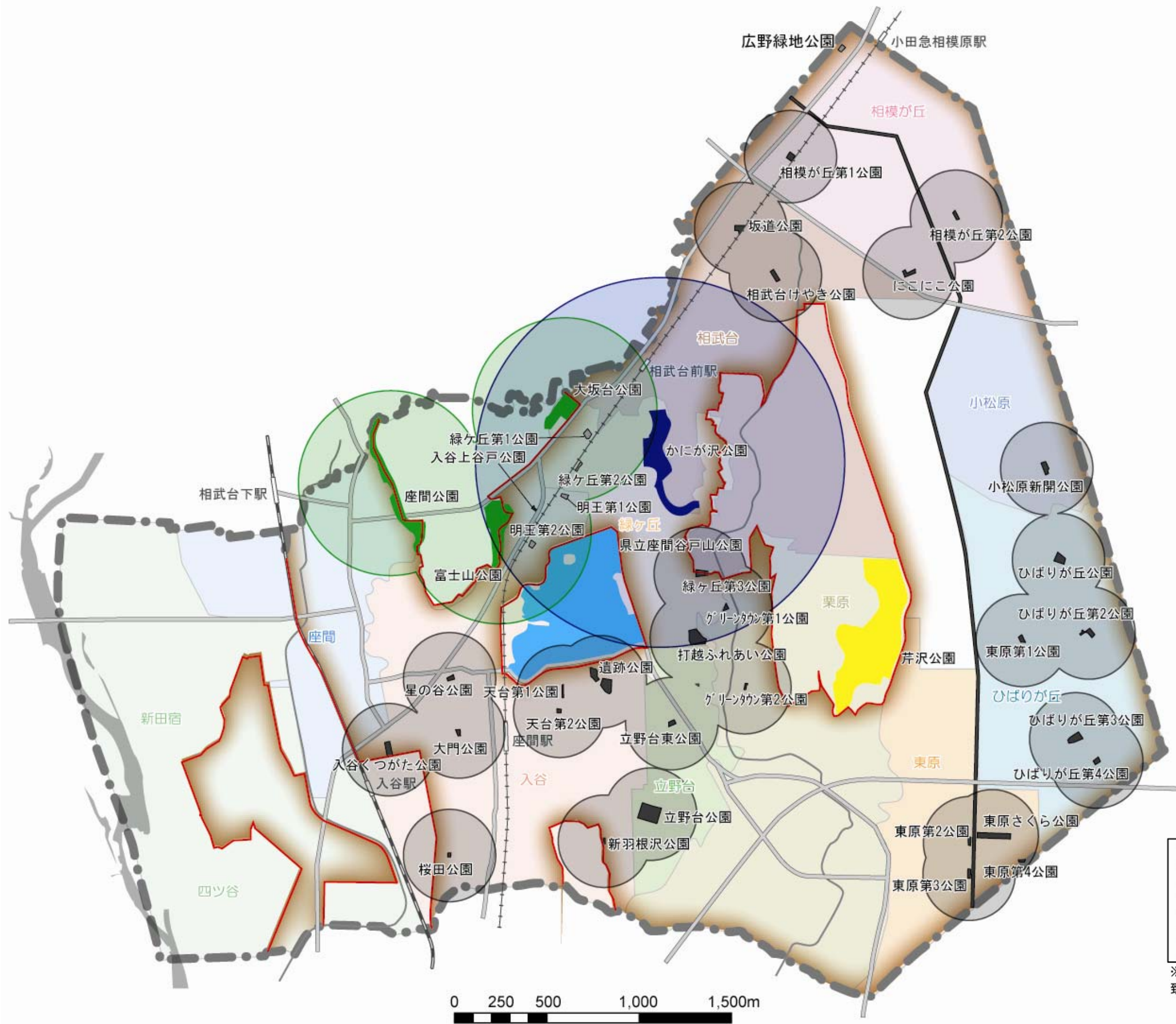
都市公園の分布状況では、総合公園である芹沢公園及び特殊公園である座間谷戸山公園は、市の基幹的な緑の拠点となっています。また、市民の生活に最も身近な住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)は、図-5に示すように、市域の中央に集中していますが、市域の東側等において、一部、これらの公園の誘致圏域から外れている地域が見られます。

表-2 都市公園面積

平成24年4月1日現在

種別	公園名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	開設年月日	都市計画決定 年月日(参考)	備考	
街区公園	1 2・2・1 入谷くつがた公園	0.30	0.30	昭和60年 4月 1日	昭和58年11月10日		
	2 2・2・2 星の谷公園	0.08	0.08	昭和38年12月17日	昭和60年10月 4日		
	3 2・2・3 大門公園	0.07	0.07	昭和38年12月17日	昭和60年10月 4日		
	4 2・2・4 桜田公園	0.05	0.05	昭和48年 1月17日	昭和60年10月 4日		
	5 2・2・5 緑ヶ丘第1公園	0.06	0.06	昭和45年 6月19日	昭和60年10月 4日		
	6 2・2・6 緑ヶ丘第2公園	0.11	0.11	昭和45年 6月19日	昭和60年10月 4日		
	7 2・2・7 明王第1公園	0.08	0.08	昭和45年11月 1日	昭和60年10月 4日		
	8 2・2・8 明王第2公園	0.15	0.15	昭和45年11月 1日	昭和60年10月 4日		
	9 2・2・9 遺跡公園	0.90	0.90	昭和53年10月 6日	昭和60年10月 4日		
	10 2・2・10 天台第1公園	0.08	0.08	昭和52年 8月 5日	昭和60年10月 4日		
	11 2・2・11 天台第2公園	0.05	0.05	昭和52年 8月 5日	昭和60年10月 4日		
	12 2・2・12 立野台東公園	0.09	0.09	昭和32年 3月 4日	昭和60年10月 4日		
	13 2・2・13 立野台公園	0.91	0.91	昭和34年 9月23日	昭和60年10月 4日		
	14 2・2・14 新羽根沢公園	0.06	0.06	昭和48年 1月31日	昭和60年10月 4日		
	15 2・2・15 緑ヶ丘第3公園	0.16	0.16	昭和49年 6月26日	昭和60年10月 4日		
	16 2・2・16 グリーンタウン第1公園	0.06	0.06	昭和53年10月27日	昭和60年10月 4日		
	17 2・2・17 グリーンタウン第2公園	0.08	0.08	昭和53年11月27日	昭和60年10月 4日		
	18 2・2・18 相模が丘第1公園	0.10	0.10	昭和57年 2月 5日	昭和60年10月 4日		
	19 2・2・19 坂道公園	0.11	0.11	昭和55年 5月29日	昭和60年10月 4日		
	20 2・2・20 相模が丘第2公園	0.08	0.08	昭和48年 8月 3日	昭和60年10月 4日		
	21 2・2・21 ひばりが丘公園	0.25	0.25	昭和53年12月 6日	昭和60年10月 4日		
	22 2・2・22 東原第1公園	0.10	0.10	昭和49年12月19日	昭和60年10月 4日		
	23 2・2・23 東原第2公園	0.09	0.09	昭和31年 7月 4日	昭和60年10月 4日		
	24 2・2・24 東原第3公園	0.10	0.10	昭和31年 7月 4日	昭和60年10月 4日		
	25 2・2・25 東原第4公園	0.09	0.09	昭和51年11月26日	昭和60年10月 4日		
	26 2・2・26 東原さくら公園	0.71	0.71	昭和63年 3月25日	昭和61年 9月 2日		
	27 2・2・27 小松原新開公園	0.13	0.13	昭和63年 6月 1日	昭和63年 6月 1日		
	28 2・2・28 入谷上谷戸公園	0.07	0.07	昭和63年 6月 1日	昭和63年 6月 1日		
	29	打越ふれあい公園	0.56	0.56	平成 5年 3月15日		都市計画未決定
	30	ひばりが丘第2公園	0.13	0.13	平成 7年 2月24日		都市計画未決定
	31	ひばりが丘第3公園	0.15	0.15	平成10年 1月20日		都市計画未決定
	32	ひばりが丘第4公園	0.11	0.11	平成 9年 4月 1日		都市計画未決定
	33	広野緑地公園	0.07	0.07	平成13年 4月 1日		都市計画未決定
	34	相武台けやき公園	0.05	0.05	平成15年 3月12日		都市計画未決定
	35	にっこ公園	0.21	0.21	平成23年 5月16日		都市計画未決定
	小 計	6.40	6.40				
近隣公園	36 3・3・1 座間公園	2.50	2.50	昭和38年 9月 7日	昭和45年12月22日		
	37 3・3・2 富士山公園	2.70	2.70	昭和47年 7月 1日	昭和45年12月22日		
	38 3・3・3 大坂台公園	1.60	1.60	平成 6年10月29日	平成 4年 1月17日		
	小 計	6.80	6.80				
公地区	39 4・4・1 かにが沢公園	4.30	4.30	昭和61年 3月29日	昭和53年 2月24日		
	小 計	4.30	4.30				
公総合	40 5・5・1 芹沢公園	16.20	※ 13.40	昭和56年 7月31日	昭和60年 1月25日		
	小 計	16.20	13.40				
公特殊	41 7・5・1 県立座間谷戸山公園	32.10	※ 30.55	平成 5年 4月29日	昭和63年 1月19日		
	小 計	32.10	30.55				
	合 計	65.80	61.45				

表中※印は一部開設面積を示す。



凡 例

 地区公園	 地区公園から 1,000m
 近隣公園	 近隣公園から 500m
 街区公園	 街区公園から 250m
 総合公園	
 特殊公園	 市街化区域

※ 図中に示されている円は、都市公園法運用指針に基づく誘致距離を示しています。



イ 公共施設緑地

公共施設緑地としては、市設置による子供広場・多目的広場、市民農園、相模川河川敷に整備された水と緑の風広場、街路樹、学校などがあります。

表-3 公共施設緑地の現況

平成 24 年 4 月 1 日現在

施 設	内 容
子供広場 多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> 市設置による広場であり、市有地のほか民地を賃貸借あるいは無償貸借することにより開放している緑地である。都市公園までの担保性はないものの、市内各所に数多く確保されており(子供広場78箇所、多目的広場21箇所)、街区公園とほぼ同等機能を有する緑地といえる。
市民農園	<ul style="list-style-type: none"> 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき整備された緑地である。座間に4箇所、栗原に6箇所、入谷に1箇所整備されており、市民が土とふれあう場として開放されている。
水と緑の風広場 グリーンライン	<ul style="list-style-type: none"> 市及び神奈川県、国が推進する相模川周辺の地域整備に基づき、座間市周辺部分(川と自然のシンボル拠点)の中核施設となる緑地である。 相模川河川敷は、市の行事である大風まつりの会場など、水辺のオープンスペースとして、さまざまに利用されている。
街路樹等	<ul style="list-style-type: none"> 市道11号線、13号線、17号線など延長4,541mにおいて街路樹・植栽帯が整備されている。
学校	<ul style="list-style-type: none"> 市には、11箇所の小学校、6箇所の中学校及び3箇所の高等学校がある。このうち9箇所の小学校、5箇所の中学校、全ての高等学校は広域避難場所として指定されており、防災上貴重なオープンスペースとなっている。
その他の 公共施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> その他の公共施設緑地として、運動施設である座間市民球場新田宿グラウンド、栗原遊水地、立野台配水所、かにかが沢緑地などがあげられる。

ウ 民間施設緑地

民間施設緑地としては、社寺の緑、住宅や工場、ゴルフ練習場などの緑があります。

表-4 民間施設緑地の現況

施 設	内 容
社寺	<ul style="list-style-type: none"> 市の民間施設緑地の代表的なものとして、社寺があげられる。社寺は、市の文化財や歴史資源等をめぐる散歩コースに取り込まれており、レクリエーション資源として貴重である。また社寺における緑資源は、歴史的資源と一体的なものとして貴重であり、特に龍源院などの境内に湧水をもつ社寺の緑は、市の歴史風土を伝える緑となっている。
その他の民間施設 緑地	<ul style="list-style-type: none"> その他の民間施設緑地として、ゴルフ練習場やハイテクパーク地区などがある。

エ 地域制緑地

地域制緑地としては、自然環境保全地域、農業振興地域・農用地区域、特別緑地保全地区、生産緑地地区、河川区域があります。市では、座間市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年3月31日条例第27号)の施行規則により、樹木保全地域の指定が行われています。

表-5 地域制緑地等の現況

平成 24 年 4 月 1 日現在

区分	施設	内容	根拠法
法	自然環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全条例に基づく緑地である。良好な自然環境を対象として、自然生態系や環境を全体的に保護することを主目的として設定される区域である。 市では、芹沢公園内の栗原第2水源地約2.1ha が県自然環境保全地域に指定されている。 	自然環境保全条例(神奈川県)
	農業振興地域農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の整備に関する法律に基づく緑地である。市の緑の半数を占める水田や果樹園、畑地等の農地の多くはこれにより確保されている。西側低地部分を中心に、市街化調整区域面積の約33%にあたる約166ha が指定されている。 	農業振興地域の整備に関する法律
	特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法に基づく緑地である。風致・景観が優れている等の緑地の現状凍結的な保全を目的とし、都市計画の地域地区として位置づけられる。 市では、相模川特別緑地保全地区として、相模川河岸段丘面一帯の約10.3ha が指定されている。 	都市緑地法
	生産緑地地区	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地法に基づく緑地である。緑地としての環境機能及び将来の公共公益施設用地としての機能を有する農地の営農継続による存続を目的とし、都市計画の地域地区として位置づけられる。 市では、市街化区域内の約23.7ha が指定されている。 	生産緑地法
	河川区域	<ul style="list-style-type: none"> 河川法に基づく河川区域内の緑地である。市では、1級河川である相模川(2,450m)、目久尻川(3,880m)、鳩川(3,140m)の合計約74.8ha が指定されている。 	河川法
条例	樹木保全地域	<ul style="list-style-type: none"> 樹木及びその周辺自然環境の保全を目的とした地域であり、下記の条件で設定されている。 現在、約16.5ha が指定されており、市の樹林地の保全に効果を発揮している。 	座間市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

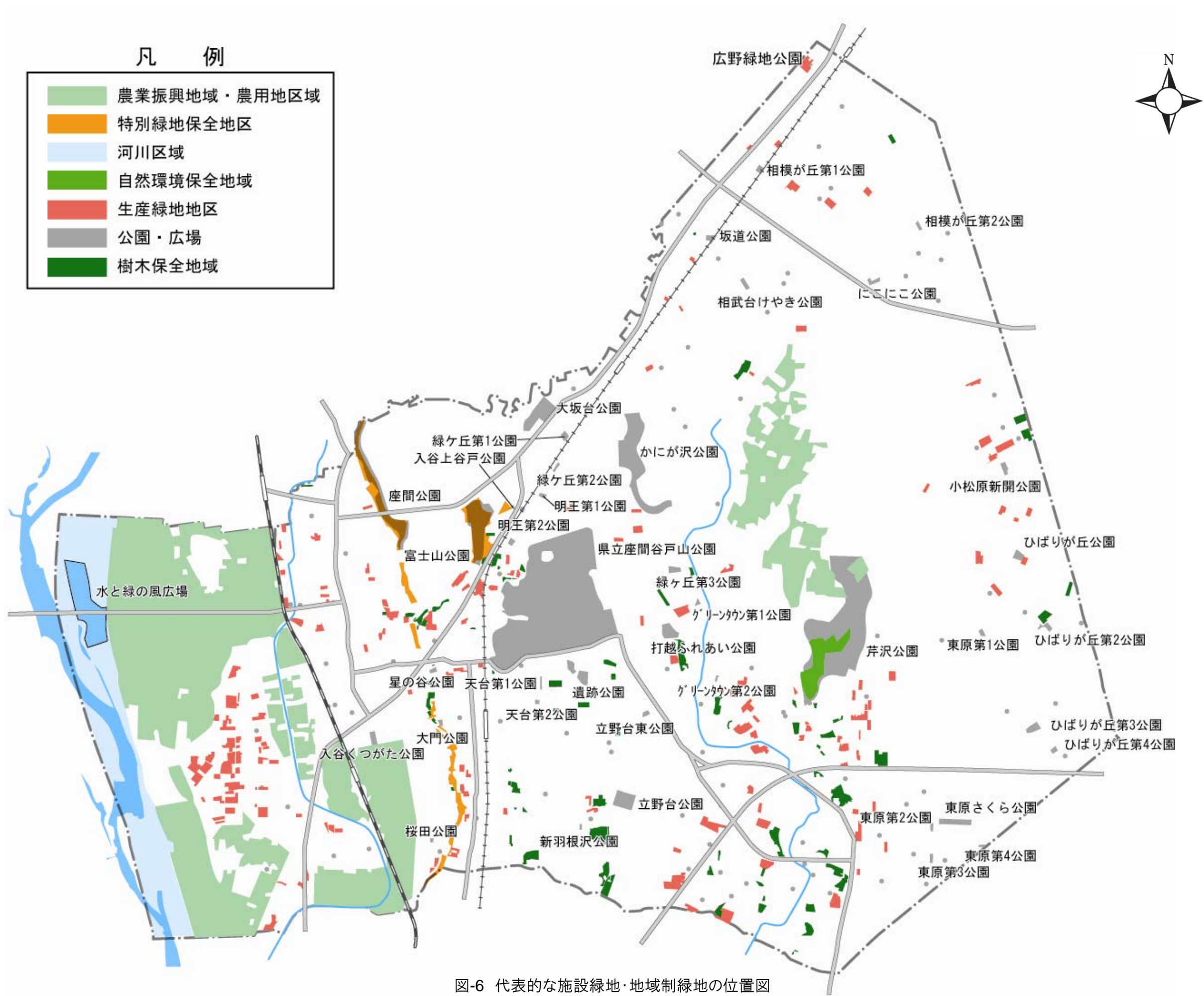


図-6 代表的な施設緑地・地域制緑地の位置図

オ 身近な緑の現況

「座間市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、生垣設置奨励金や開発行為に伴う緑化などの誘導方策により、市民や事業者と市の協働で民有地の緑化が推進されています。



生垣設置奨励金による生垣の設置



開発等事業に伴う緑化

カ まちの魅力を高める緑

市内の公園や農地などでは四季折々の草花が咲きほこり、一年を通じて市民や観光客を楽しませています。

また、段丘や谷戸などに湧き出す湧水は、市の貴重な財産として親しまれています。



ハナショウブ（立野台公園）



ヒマワリ畑



芝桜（かみが沢公園）



湧水（龍源院）

キ 座間の多様な緑(まとめ)

座間市は、さまざまな緑の表情を併せ持っており、市内には多様な種類の緑が存在します。
 このような座間市の多様な緑のうち、特徴的な緑を整理しました。

社寺林



学校の緑



番神水湧水



通りに面する部分の民有地の緑



ひまわり畑



相模川河岸段丘の斜面林



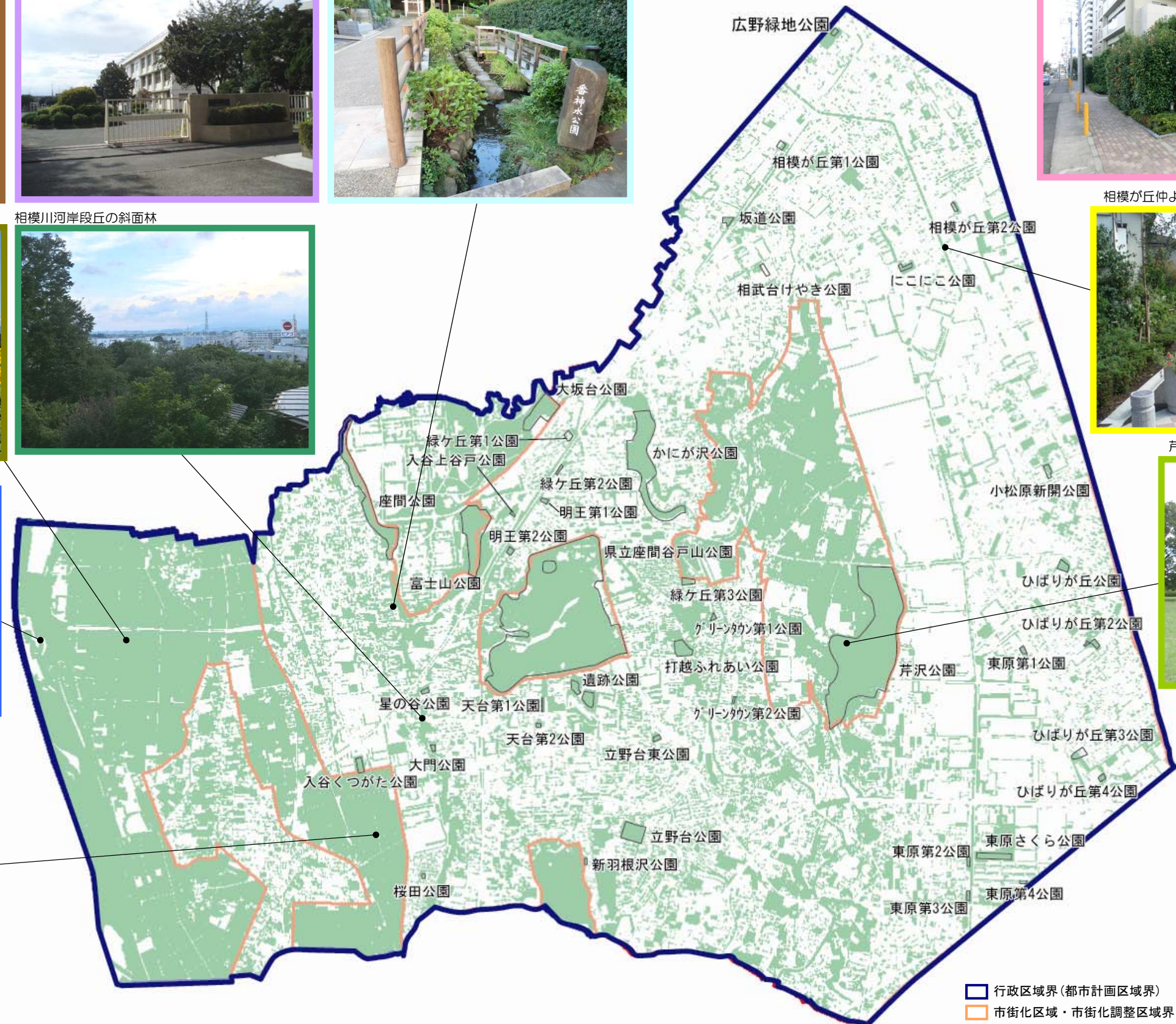
相模が丘仲よし小道



水と緑の風広場



入谷駅前の農地



写真枠凡例

	公園・広場
	河川
	湧水
	斜面地の緑
	農地等
	歴史ある緑
	散策路・並木
	まち中の緑
	公共公益施設の緑
	まちの魅力を高める緑

行政区域界(都市計画区域界)
 市街化区域・市街化調整区域界

2 市民の意識

無作為抽出による一般市民2,000名を対象とし、緑の保全と創出について市民意向を把握するため、アンケート調査を行いました。

(1) アンケート実施概要

- ・ 調査地域:座間市全域
- ・ 調査対象:座間市在住の16歳以上の男女個人
- ・ 対象者抽出数:2,000名
- ・ 対象者抽出方法:住民基本台帳から無作為抽出
- ・ 調査方法:郵送配布、回収
- ・ 調査期間:平成24年1月23日～2月6日
- ・ 回収数:815通(不通17通)
- ・ 回収率:40.8%

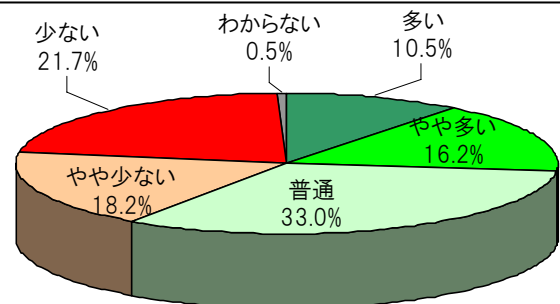
(2) アンケート結果

ア 自宅周辺の緑について

(ア)自宅周辺の緑の量

- ・ 「普通」が33%と最多。
- ・ 次いで「少ない」が21.7%、「やや少ない」が18.2%と続く

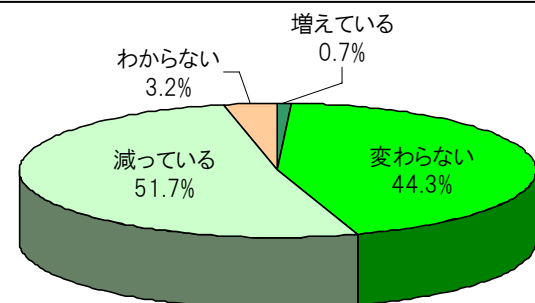
【問1-1】ご自宅の周辺の「緑」の量について、どのように感じていますか。(1つ〇)



(イ)自宅周辺の緑の量の変化

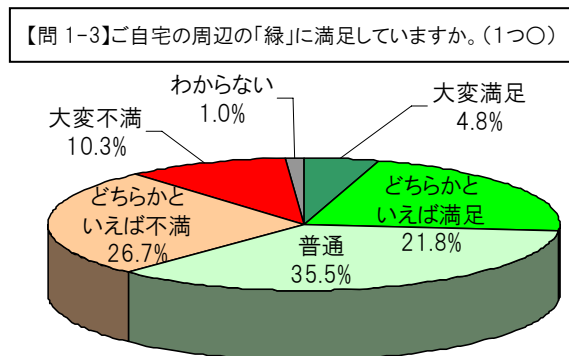
- ・ 「減っている」が最多で51.7%を占める。
- ・ 「増えている」は0.7%に留まる。

【問1-2】ご自宅の周辺の「緑」の量の変化について、どのように感じていますか。(1つ〇)



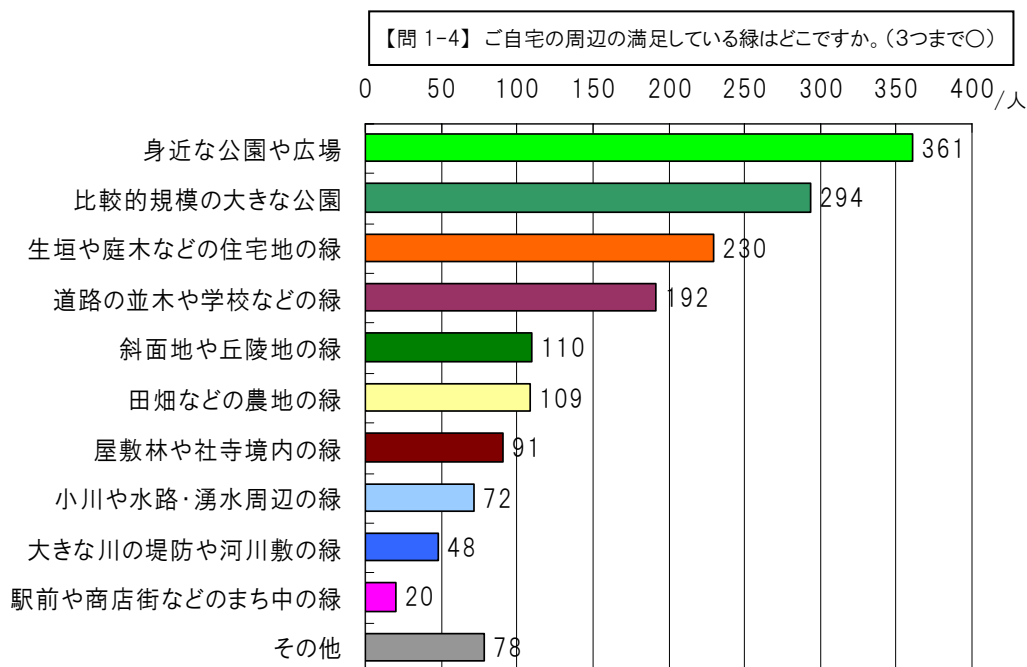
(ウ) 自宅周辺の緑への満足度

- ・「普通」が35.5%と最多。
- ・「大変不満」と「どちらかといえば不満」を合わせた「不満」の合計は37%を占め、「大変満足」と「どちらかといえば満足」を合わせた「満足」の合計26.6%を上回る。



(エ) 自宅周辺で満足している緑

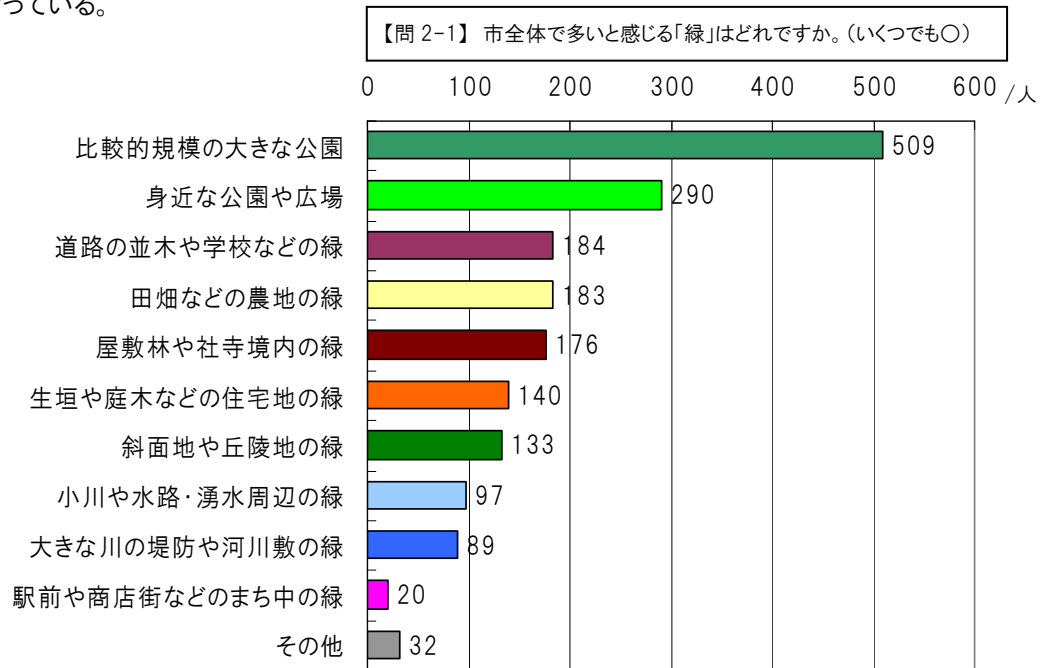
- ・「身近な公園や広場」が最多で、「比較的規模の大きな公園」が続いている。
- ・「駅前や商店街などのまち中の緑」や「大きな川の堤防や河川敷の緑」は少ない。



イ 市内の緑について

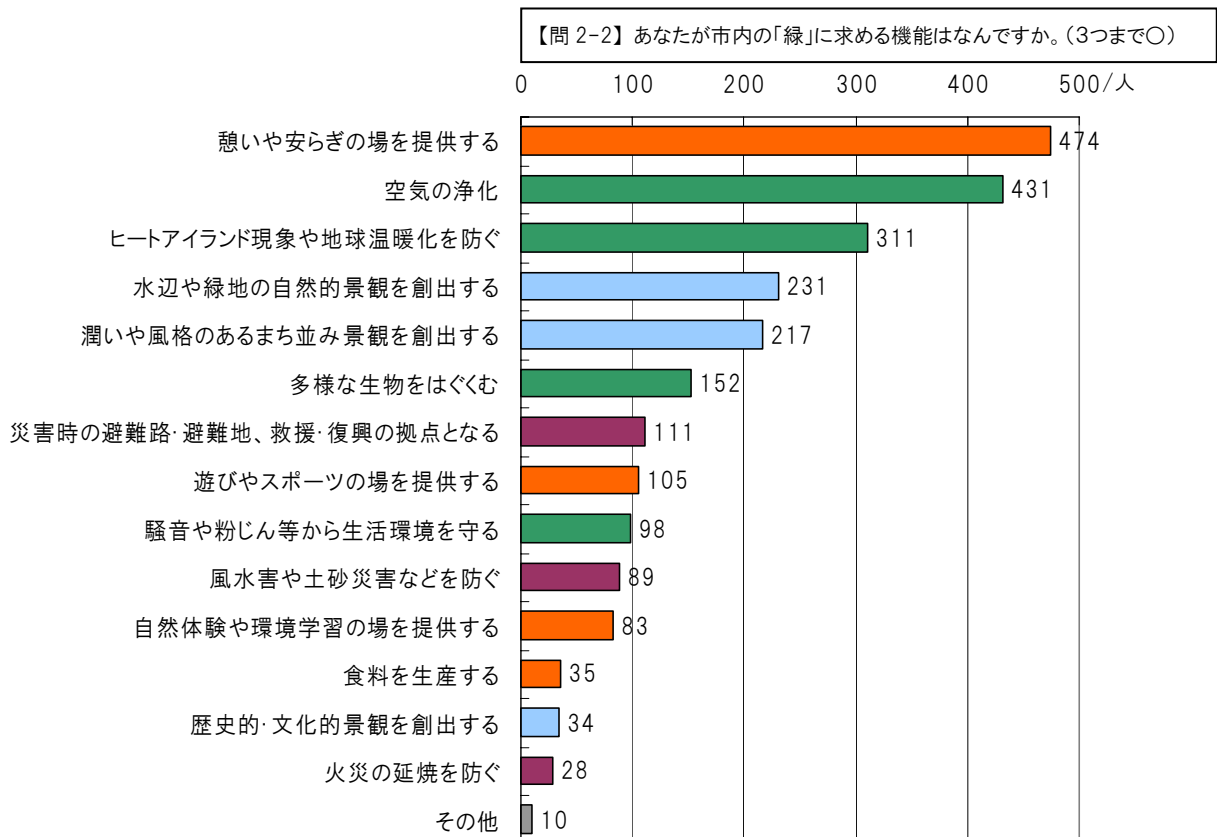
(ア) 多いと感じる緑

- ・ 「比較的規模の大きな公園」が最多で「身近な公園や広場」がこれに次ぐ。公園が突出して多くなっている。



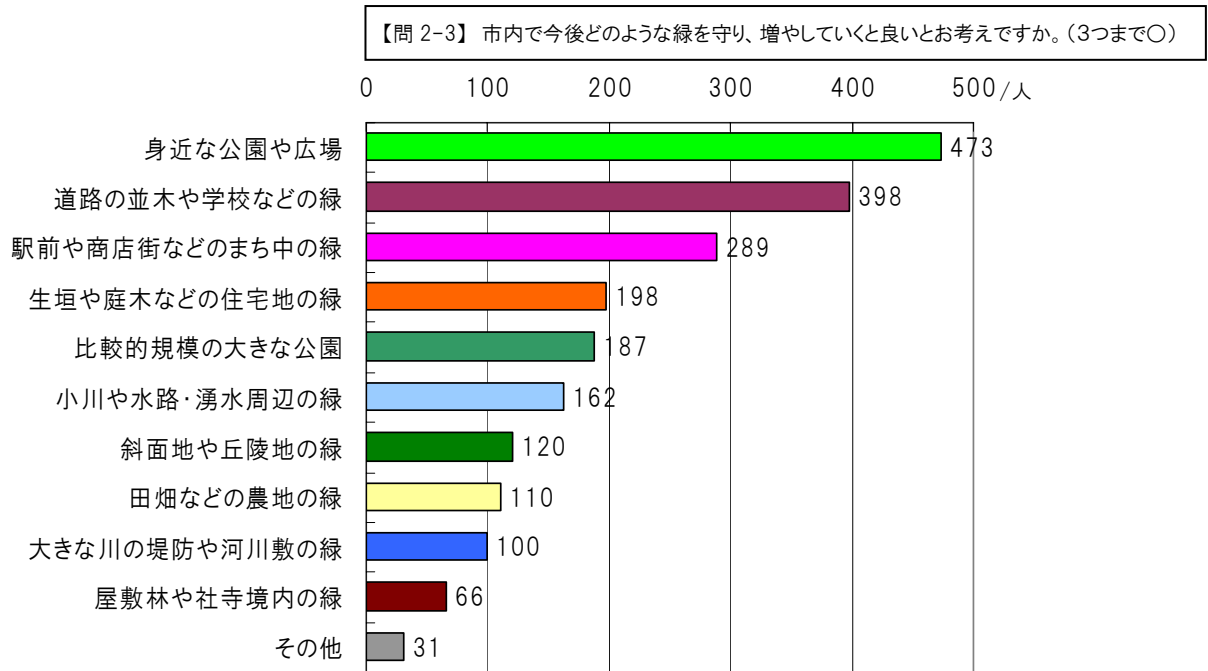
(イ) 緑に求める機能

- ・ 「憩いや安らぎの場を提供する」が最多で「空気の浄化」、「ヒートアイランド現象や地球温暖化を防ぐ」がこれに次いで多くなっている。
- ・ これに対し、防災としての機能(紫)への意見は、比較的少数に留まっている。



(ウ) 守り増やしていくべき緑

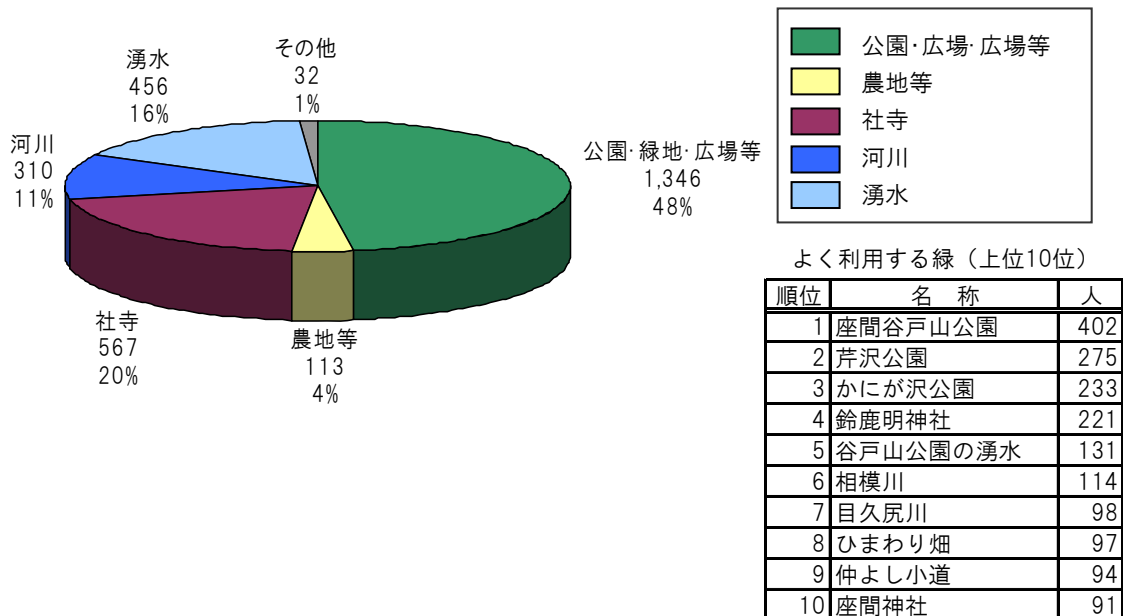
- ・ 「身近な公園や広場」が最多で、「道路の並木や学校などの緑」がこれに次ぐ。



(エ) よく利用する緑のある場所

- ・ 公園から「農地」、「社寺」、「河川」、「湧水」と幅広く利用されている。
- ・ 中でも「座間谷戸山公園」をはじめ、「芹沢公園」「かにかが沢公園」などの大規模な公園が突出して多くなった。
- ・ 社寺は「鈴鹿明神社」をはじめ、「座間神社」、「栗原神社」等の特定の社寺に意見が集まった。
- ・ 河川は「相模川」と「目久尻川」に二分された。
- ・ 湧水では「谷戸山公園の湧水」が最多となったが、他の湧水にも分散して意見が集まっている。

【問 2-4】 あなたがよく利用する「緑」のある場所はどこですか。(いくつでも○)

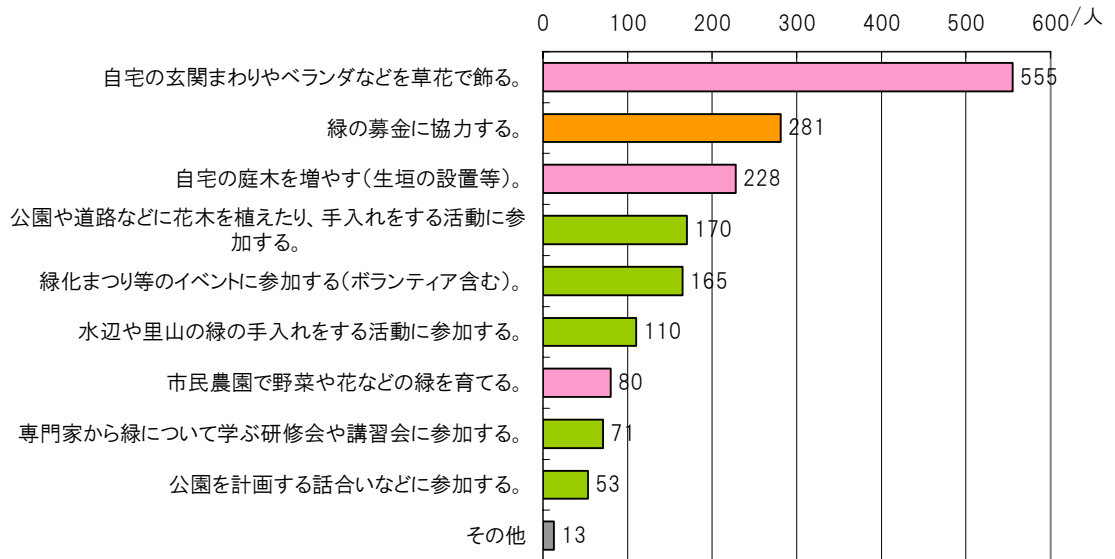


ウ 市民の取組みについて

(ア) 緑のためにできること

- ・ 「自宅の玄関まわりやベランダなどを草花で飾る」が突出して多くなった。
- ・ 次いで「緑の募金に協力する」、「自宅の庭木を増やす」が多くなった。

【問 3-1】 「緑」のためにあなたができることは何ですか。(いくつでも○)

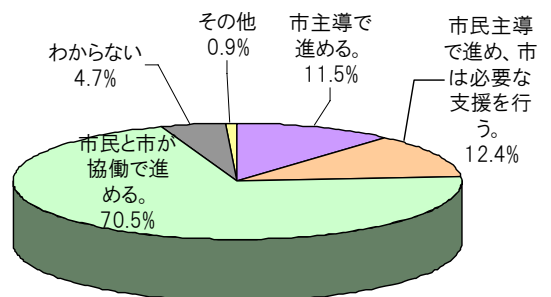


エ 市の取組みについて

(ア) 推進体制

- ・ 「市民と市が協働で進める」が70.5%と大半を占める。
- ・ 「市主導」と「市民主導」が同程度の割合となった。

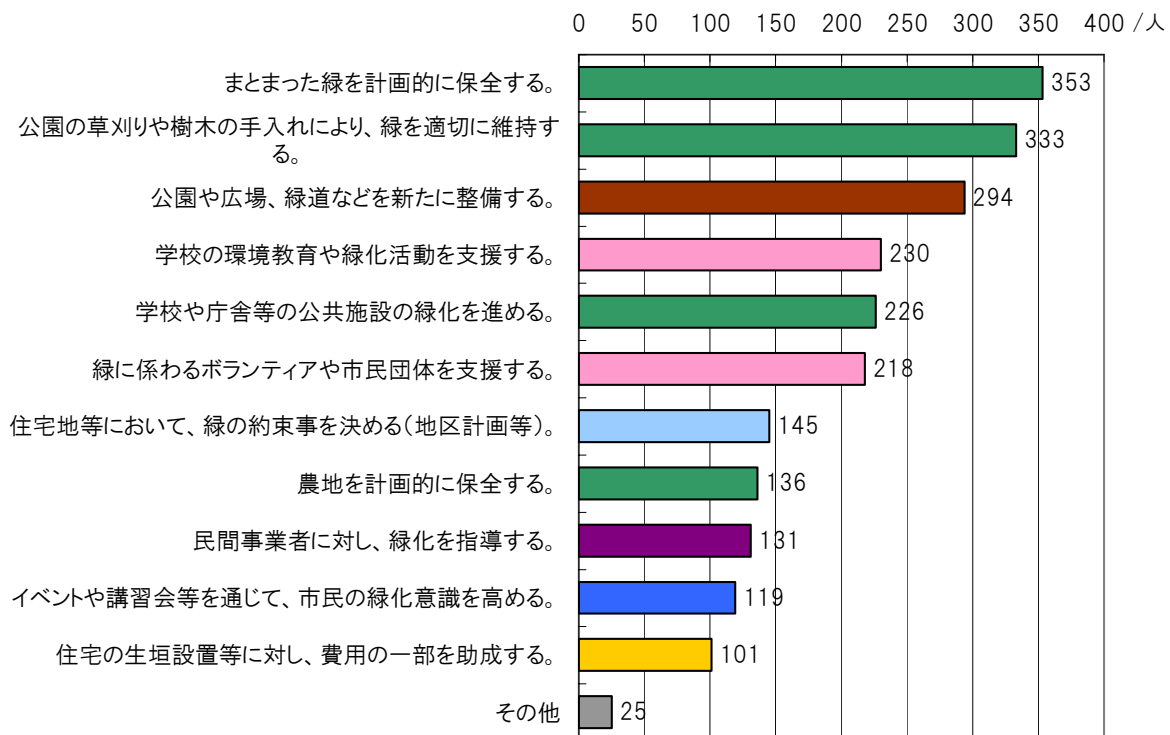
【問 4-1】 あなたは、市内の緑の保全や緑化の取組みをどのように進めたら良いと思いますか。(1つ○)



(イ)重要な施策

- ・「まとまった緑を計画的に保全する」が最多で、「公園の草刈りや樹木の手入れにより、緑を適切に維持する」がこれに次いで多くなった。

【問 4-2】市内の緑の保全や緑化のために、行政の取組みとして、重要だと思うものはどれですか。(いくつでも○)



オ 意見のまとめ

(ア) 自宅周辺の緑について

- ・ 緑が増えていると感じている方は小数にとどまり、現状維持または減っていると感じている方が大半である。
- ・ 現状の緑に対し、やや少ない・不満と感じている傾向がある。
- ・ 満足している緑としては、公園や道路・学校などの公共公益施設の緑を始め、住宅地の緑も評価されている。

(イ) 市内の緑について

- ・ 公園や道路・学校などの公共公益施設の緑が多いと感じられている。
- ・ 緑には多様な機能が求められているが、特に、環境保全、景観形成、健康・レクリエーションに関わる機能に意見が集まった。
- ・ 守り増やすべき緑として、身近な公園・広場や道路・学校などの公共公益施設の緑を始め、まち中や住宅地の緑にも意見が集まった。

(ウ) よく利用する緑のある場所について

- ・ よく利用する緑は、公園から農地、社寺、河川、湧水と幅広く挙げられたが、中でも大規模な公園が突出して多くなった。また、相模川や目久尻川の水辺の他、特定の社寺や湧水もよく利用されている。

(エ) 市民の取組みについて

- ・ 自宅周りの緑化への取組み意欲が特に高い。

(オ) 市の取組みについて

- ・ 市民と市の協働で緑の政策を進めるべきとする意見が大半である。
- ・ 重要な施策としては、公共公益施設の緑化や整備、まとまった緑の計画的保全とともに、緑の適切な維持管理、市民活動の支援に意見が集まった。

3 前計画の取組み実績

前計画では、「水と緑かがやく公園都市・座間」を基調テーマとし、市全体が一つの大きな公園空間となるための将来像を掲げ、「ふるさとざまの緑を守る」「公園都市としての緑を育てる」「自然との共生活動を推進する」の三つの基本方針を定めて、さまざまな取組みを行ってきました。

公共公益施設については、都市公園の面積は、人口増加や開発圧力の中、芹沢公園の整備や緑化重点地区に指定した相模が丘地区等における身近な公園の植栽整備等により、前計画策定時の57.5ha(4.5m²/人)から、平成24年4月の61.5 ha(4.8m²/人)と、増加しました。

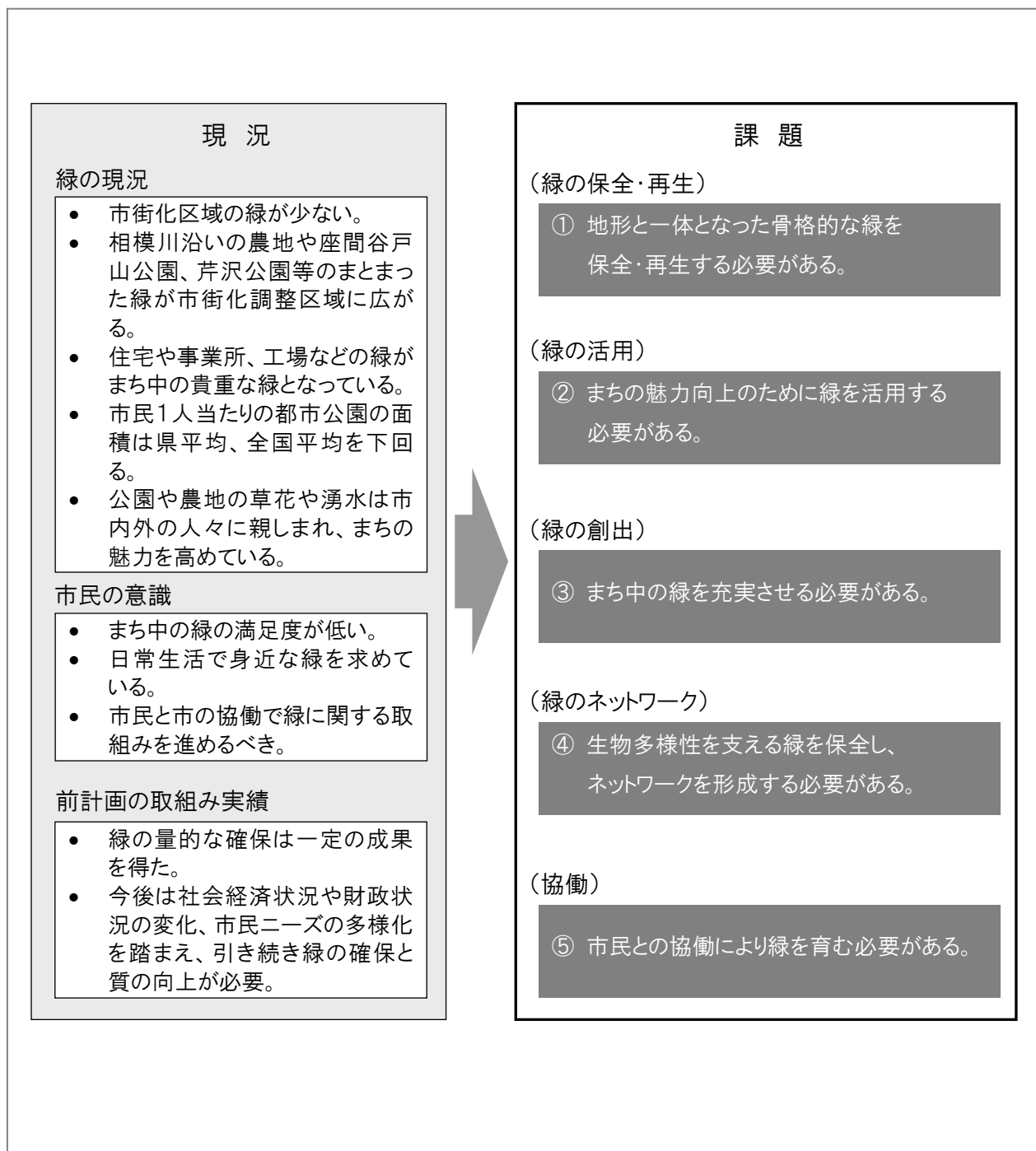
また、歩道等への花壇設置や相模が丘仲よし小道の再生整備では、市民と協働して身近な緑の創出に努めてきました。

一方、民有地の緑については、条例に基づく助成制度の活用や緑化指導を通じて、住宅や事業所等の緑を確保してきました。生垣設置奨励金により、過去10年間の平均で年間約20.5mの住宅の生垣を設置しました。また、座間市開発等事業指導要綱に伴う緑化指導により、同じく年間約2.8haの植栽面積を創出してきました。さらに、市民等との協働については、公園・広場等の維持管理協定を締結した市民団体は約20に達するとともに、緑化まつりの継続的な開催や緑の書道コンクールの実施、花の種や苗木の配布などにより緑に関する普及啓発を図ってきました。

以上のように、数量的には一定の成果が得られましたが、今後の社会経済状況や財政状況の変化、市民ニーズの多様化などを踏まえ、引き続き緑の確保と質の向上が必要な状況です。

4 緑の課題

市の緑に関する現況と課題を次のように整理しました。



① 地形と一体となった骨格的な緑を保全・再生する必要がある。

相模川・鳩川・目久尻川の三つの河川周辺と座間丘陵・相模原台地の周辺においては、樹林地や湧水等の自然が残されています。これらの貴重な自然は、生活・都市環境の保全や良好な景観形成、潤いや憩いの場の提供等、市の環境基盤となっています。

市の地形・水系を特徴付けるこれらの骨格的な緑をまとまった形で保全・再生していく必要があります。



② まちの魅力向上のために緑を活用する必要がある。

上位・関連計画においては、「ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち」の実現のために緑に関するさまざまな施策が位置づけられており、緑は市のまちづくりにおいて重要な役割を担うことが求められています。

まちづくり、景観形成、環境保全、農業振興、観光、コミュニティ形成等の関連施策と連携し、市の魅力向上に貢献する緑を活かしたまちづくりを推進することが求められています。



③ まち中の緑を充実させる必要がある。

市街化区域をはじめとしたまち中においては、緑が少なく、市民の満足度も低くなっています。日常の暮らしの中で緑を身近に感じられるまちづくりが求められています。

このため、駅周辺や道路等のまちの顔となる場所や都市公園等の公共空間に加え、生産緑地、住宅地や工場、農地等の民有地の緑の充実を視野に入れた複合的な対応を図ることにより、環境負荷の低減や安全性の向上、良好な景観形成に寄与する緑をまち中に計画的に創出していくことが必要です。



④ 生物多様性を支える緑を保全し、ネットワークを形成する必要がある。

緑地の量を確保するのみならず、動植物の生息・生育環境を改善するなど緑地の質の向上を図るとともに、緑地の適正な配置とネットワークの形成を通じて、動植物の円滑な移動を確保していくことが求められています。



⑤ 市民との協働により緑を育む必要がある。

市民との協働は、第四次座間市総合計画で施策推進の基本に位置づけられています。さらに今回の市民アンケートでは、市民の大半が「市民と市の協働」による緑の施策推進を望んでいることが明らかになりました。また、自宅周りに緑を増やしたり、緑を育んだりする活動に参加することに対し、協力・参加の意向を示しています。

これらを踏まえ、市民と市が一体となって市民の関心や参加意欲を醸成し、市民と市の適切な役割分担のもと、協働による取組みを推進することが必要です。



第3章 緑の目標

1 緑の将来像

(1) テーマ

目指すべき「緑の目標」を設定するため、将来像を次のように設定しました。



多様な緑を感じて暮らし続けるまち 座間

市の骨格的な緑は、豊かな自然環境を形成する一方、日常の生活の場では、身近に感じにくくなっています。また、市街地では、建物が集積し、駅前や道路は緑を増やして、潤いを感じやすくする必要があります。

日常生活の中で身近な緑を実感し、小さな緑や、まとまった緑が一体となって緑豊かな環境がつけられることが重要です。

以上を踏まえ、市が目指す緑の将来像を「多様な緑を感じて暮らし続けるまち 座間」と定めます。



(2) 緑の将来像図

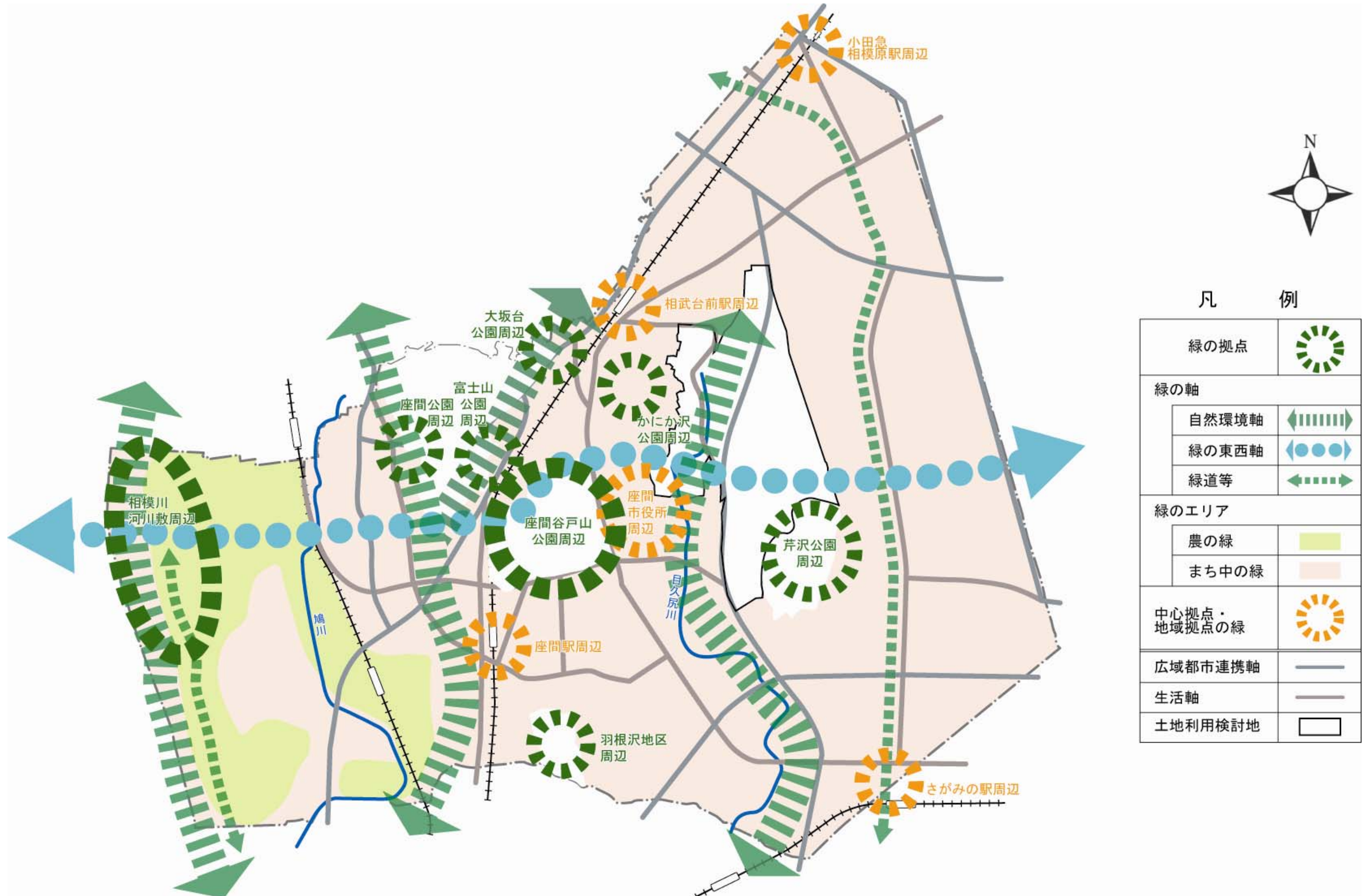


図-7 緑の将来像図

2 緑の保全と創出の目標

緑の将来像を実現するため以下のような五つの目標を定めました。

(1) 目標

① ふるさと座間の豊かな緑を守り、未来に継承する。(緑の保全・再生)

相模原台地から相模川へつらなる樹林地、農地、水辺などまとまった緑は、市を特徴づける貴重な自然環境となっています。

これらの骨格的な緑地環境を形成する地形・水系の重要性を認識し、市民の共有財産として守り、育てながら次世代に継承していきます。



② 市民の交流活動や安全・安心、憩いの場となる緑を充実させる。(緑の活用)

緑を活かして市民の交流を生み出し、地域コミュニティの形成や地域文化の継承を図るとともに、緑を活用した地域活性化を推進します。

また、地球環境問題や生物多様性の確保、防災等、関連施策との連携を図りながら、緑の活用を図ります。



③ 暮らしの中で出会う緑を増やす。(緑の創出)

市民が緑の豊かさを実感できるよう、まちの顔となる駅周辺や暮らしの中で利用する道路、その他公共公益施設の緑化を市民・事業者と連携して推進し、まち中の緑を創出します。

また、公共公益施設の緑化と合わせて、民有地の緑化施策を推進し、身近な場所に緑あふれる市街地環境を形成します。



④ 生物多様性の確保のため、緑のネットワークを作る。(緑のネットワーク)

市を特徴付ける地形と一体となった骨格的な緑とともに、まち中の緑で動植物の移動に配慮したネットワークを形成して生物多様性の確保に貢献します。



⑤ 市民等と市が協働して緑のまちづくりを推進する。(協働)

市では緑に関する市民活動が展開されるとともに、活動参加へのニーズも高まってきています。このような緑を保全・創出・活用する活動をより一層充実していくために、市民、NPO法人、事業者等の活動支援と連携の仕組みづくりを進めていきます。



(2) 目標達成を検証するための指標

目標の達成状況を検証するための指標を以下のとおり設定します。市民、事業者、市が目標の達成状況をわかりやすい形で共有できるよう、量的指標と成果指標を定めます。

量的指標は、今後の人口減少・少子高齢化の進行や今後の公園の利用形態の変化、地球温暖化対策への取組みの要請拡大などを踏まえ、緑被調査結果等を考慮して設定します。

成果指標は、実施した市民アンケートを踏まえるとともに、総合計画の指標と整合するように設定します。

表-6 目標達成を検証するための指標

目 標		現況値 (平成24年)	目標値 (平成34年)	目標との 関係	
量的指標	緑 被 率	市全域	31.1%	34.0%	①、②、③、④
		市街化区域	15.5%	20.0%	
	都市公園の面積(市民一人あたり)		4.8㎡	5.3㎡	①、②、③、④
	市民団体等が管理する公園数※		0	8	②、⑤
成果指標	自宅周辺の緑に満足している市民の割合		26.6%	44.0%	①、②、③
	公園・広場が整備され憩いの場となってきたと思う市民の割合		45.8%	57.0%	①、②、③
	緑地の保全や「緑化祭り」の開催などにより、緑が保全され、緑化意識が高まっていると思う市民の割合		55.9%	61.0%	②、⑤

※市民団体等が管理する公園数：市民団体等とは自治会やNPO法人などで、ここでは主体的に公園を維持・管理する団体数を指しています。

第4章 緑の基本方針

市が目指すべき緑の将来像達成のための基本方針を図のような構成としました。

基本方針は大きく、緑の機能を充足するための「施策の基本方針」、重点的に施策を施すための「緑化重点地区の方針」、さらに市民・事業者と市が連携する「協働の推進方針」の三つから構成するものとしました。

緑の基本方針

1 施策の基本方針

(1) 持続可能な未来を築く緑づくり（環境）

ア 貴重な自然を残す緑の拠点の保全・再生

イ 自然環境軸としての斜面緑地の保全

ウ 豊かな水辺環境の保全・活用

エ 面的なビオトープとしての田・畑の保全

オ 緑のつながりや広がり確保し、自然の価値を高めるネットワークづくり

(2) ふれあいと楽しみを育む緑づくり（レクリエーション）

ア 健康づくりに活用できる芹沢公園の拡張整備

イ 身近な場所で緑に親しめる公園・広場の改修

ウ レクリエーションやイベントの場としての水と緑の風広場の活用

エ 湧水をめぐる散歩のネットワークづくり

オ 座間の花のひまわりを活かした地域活性化

カ 農業体験を通じた農地の活用

キ コミュニティ形成の核となる緑道の整備

(3) 安全・安心を高める緑づくり（防災）

ア 防災機能を持ち合わせた拠点的な公園整備

イ 市街地の整備と連携した公園整備

ウ 避難道路や緊急輸送路として重要な幹線道路などの安全・安心を提供する緑のネットワークづくり

エ 災害時の水源として活用できる地下水の涵養のための緑の保全

オ 避難場所や復旧・復興拠点としての公園・広場の活用

カ 身近な公園・広場などを活用した防災教育の場づくり

(4) まちの個性を引き立てる緑づくり（景観）

ア まちの背景として広がる斜面緑地の保全

イ 中心拠点におけるおもてなしを感じる緑づくり

ウ 住宅や工場の敷地内の緑の確保による良好なまちなみ景観の形成

エ 道路の緑化による潤いのある身近な緑の確保

オ 空と緑が広がるまとまった農地の保全

カ 豊かな水と緑とまちなみが調和した落ち着いた景観の維持・保全

キ まち角のシンボリックな樹木や花壇などの緑の景観資源の保全・創出

2 緑化重点地区の方針

(1) 相模が丘・小松原・ひばりが丘地区

(2) 入谷地区

3 協働の推進方針

(1) 各主体の役割

(2) 地域コミュニティに支えられた緑のまちづくりの推進

(3) 〈公〉の領域の緑の拡大 ～持続的な緑のまちづくりに向けて～

(4) 進行管理の方針

1 施策の基本方針

目標を達成するため四つの基本方針を定めました。

(1) 持続可能な未来を築く緑づくり（環境）

ア 貴重な自然を残す緑の拠点の保全・再生

市内には、座間谷戸山公園、芹沢公園、かみが沢公園、座間公園、水と緑の風広場周辺など多様な自然を残す緑があります。これらはそれぞれ、生物多様性の確保のうえでも、重要な緑の拠点となっていることから、保全・再生を目指します。

イ 自然環境軸としての斜面緑地の保全

市内の地形的な特徴として、相模川河岸段丘の斜面緑地、目久尻川沿いの斜面緑地など、連続する緑が残されています。市域全体の土地利用が、開発により大きく変化したなかで、斜面緑地は今なお貴重な自然環境軸として、生物多様性の確保やCO₂吸収による地球温暖化の緩和に貢献することから、今後も保全に努めます。

ウ 豊かな水辺環境の保全・活用

市内を流れる、相模川、鳩川、目久尻川ならびに、湧水周辺は、それぞれ特徴ある水辺環境を形成しています。これらの豊かな水辺環境を保全し、人々のレクリエーションや環境教育の場として活用することを目指します。

エ 面的なビオトープとしての田・畑の保全

市内に広がる水田や畑地などは、同時に、生き物の生息場としての重要な機能を担っています。これらのビオトープとしての価値を市民と共有し、保全に協力します。

オ 緑のつながりや広がりを確保し、自然の価値を高めるネットワークづくり

河川や斜面緑地、道路の街路樹、緑道などは、生物の移動空間やヒートアイランド現象を緩和する緑の軸として重要な役割を持っています。これらを自然と自然をつなぐネットワークとして活用し、緑のつながりや広がりを確保します。



(2) ふれあいと楽しみを育む緑づくり（レクリエーション）

ア 健康づくりに活用できる芹沢公園の拡張整備

市民の身近なレクリエーションの拠点として親しまれている芹沢公園の拡張整備を進めます。

イ 身近な場所で緑に親しめる公園・広場の改修

緑に親しめる公園・広場づくりを目指して改修を進めます。

ウ レクリエーションやイベントの場としての水と緑の風広場の活用

広大な水と緑の風広場を市民のレクリエーションの場として活用していきます。

エ 湧水をめぐる散歩のネットワークづくり

市内に点在する湧水は特色ある水辺空間であることから、これらをめぐるネットワークづくりを進め、地域の魅力向上と市民の身近なレクリエーションの機会を提供します。

オ 座間の花のひまわりを活かした地域活性化

座間市の花であるひまわりを通して、市のイメージアップや情報発信を図り、緑への関心を高めます。

カ 農業体験を通じた農地の活用

市内の農地の農業体験などの活用に協力して、緑のイメージアップを図ります。

キ コミュニティ形成の核となる緑道の整備

相模が丘の仲よし小道などの緑と緑を緑道等でつなぎ、緑やレクリエーションを介したコミュニティ形成やNPO法人などの活動団体の育成を図ります。



(3) 安全・安心を高める緑づくり（防災）

ア 防災機能を持ち合わせた拠点的な公園整備

災害時の一時避難や応急災害活動に活用できるよう、芹沢公園など規模の大きな公園においては、防災機能を持ち合わせた公園の整備を進めます。

イ 市街地の整備と連携した公園整備

面的な市街地整備の機会を捉えて公園等を確保し、市街地の防災機能向上の促進に努めます。

ウ 緑のネットワークを形成する道路等の整備

市内の道路、緑道など線的に連続する緑のネットワークを活用して、緊急時に、避難路や緊急輸送路として活用できるよう整備を進めます。

エ 災害時の水源として活用できる地下水の涵養のための緑の保全

災害時にも活用できる貴重な水を確保するため、地下水の涵養に役立つ緑の保全を進めます。

オ 避難場所や復旧・復興拠点としての公園・広場の活用

市民の安全を確保する場所を提供するために、災害時における避難場所や復旧・復興の拠点として、公園・広場の活用を促進します。

カ 身近な公園・広場などを活用した防災教育の場づくり

市民が身近な避難場所や避難方法等を知る機会を得られるよう、防災訓練や防災教育の場づくりに努めます。



(4) まちの個性を引き立てる緑づくり（景観）

ア まちの背景として広がる斜面緑地の保全

市の特徴的な緑である斜面緑地を保全し、良好な都市景観の創出を図ります。

イ 中心拠点におけるおもてなしを感じる緑づくり

駅前など中心拠点で、来街者が市の第一印象として、身近に緑を感じることができるよう緑の配置や整備を図ります。

ウ 住宅や工場の敷地内の緑の確保による良好なまちなみ景観の形成

暮らしや働く場がより潤いのある快適な環境となるよう、住宅や工場敷地の緑の確保に努めます。

エ 道路の緑化による潤いのある身近な緑の確保

幹線道路の緑化により、身近な緑の確保と維持に努めます。

オ 空と緑が広がるまとまった農地の保全

相模川沿いに広がる農地の保全に協力します。

カ 豊かな水と緑とまちなみが調和した落ち着いた景観の維持・保全

斜面緑地を背景として、旧街道沿いの落ち着いた住宅地としての生活空間に、庭木の緑や社寺林、湧水などの水と緑が息づく良好な景観を維持・保全します。

キ まち角のシンボリックな樹木や花壇などの緑の景観資源の保全・創出

身近な場所にあふれる緑を感じられるよう、通りに面する大樹や交差点の印象的な樹木を保全・創出するとともに、まち中の花壇を市民と協働して保全・創出します。



2 緑化重点地区の方針

緑化重点地区は、都市緑地法第4条第2項第7号の「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加える地区」として定めるものであり、市では、以下の条件に適合する地区として「相模が丘・小松原・ひばりが丘地区」、「入谷地区」の2地区を緑化重点地区に位置付け、計画的・重点的に緑化の推進を図ります。

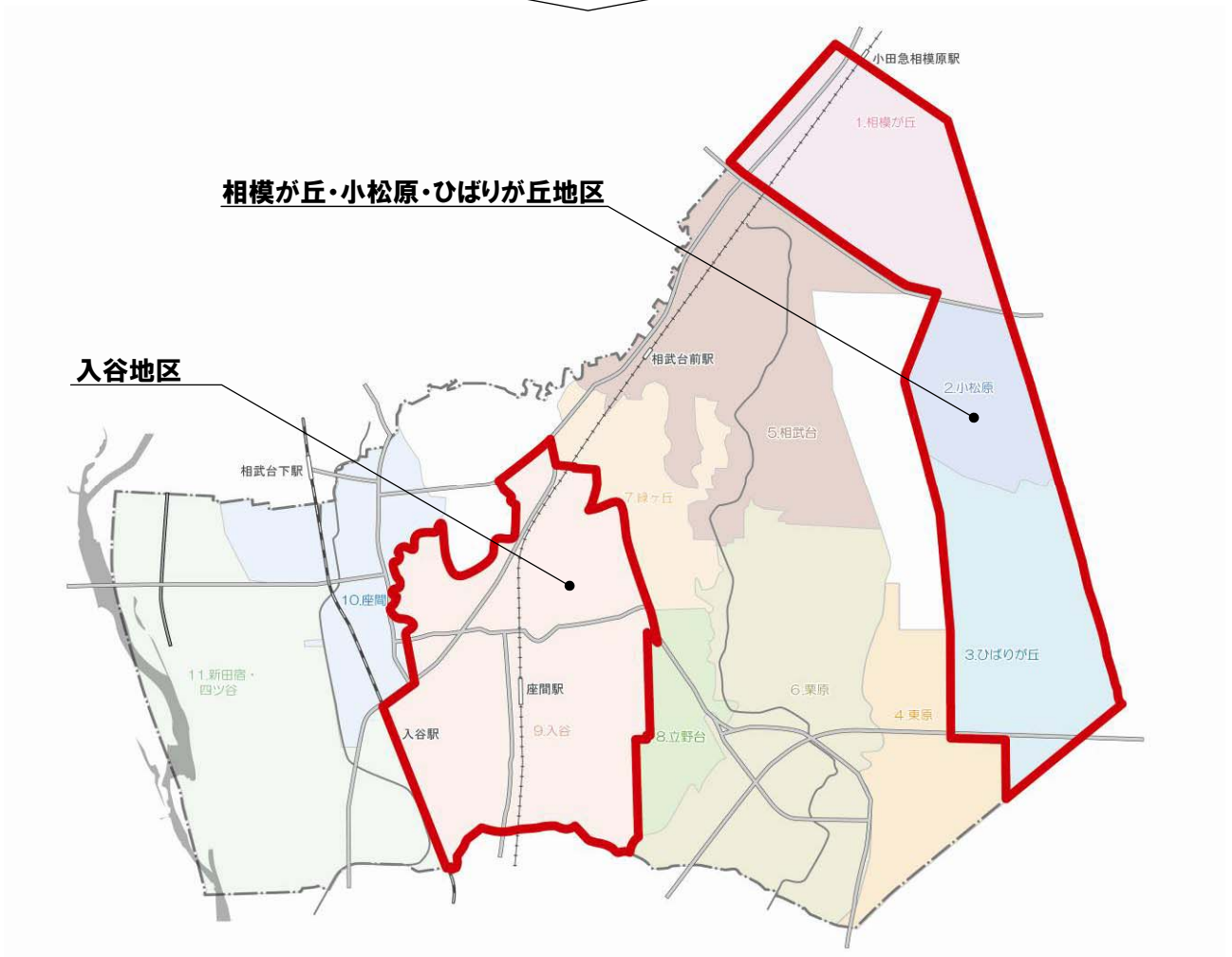
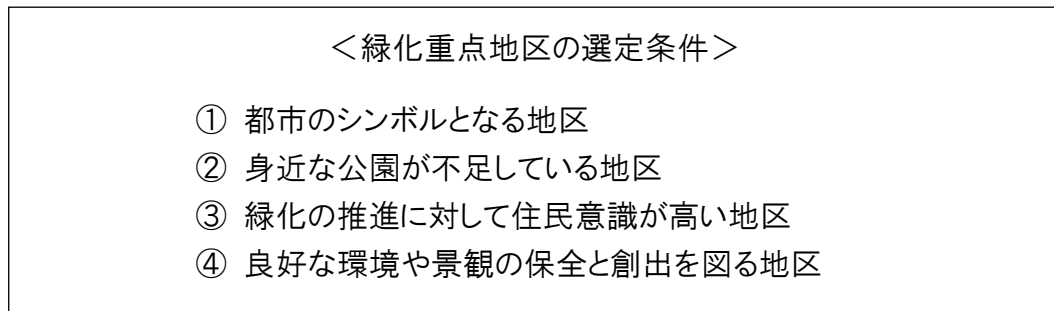


図-8 緑化重点地区

(1) 相模が丘・小松原・ひばりが丘地区

ア 現況と課題

- ・ 相模原市と大和市に隣接する地区であり、市の北と東の玄関口としての魅力ある顔づくりが求められます。
- ・ 住工混在地区であり、潤いのある景観形成が求められます。
- ・ 工業系の土地利用から住居系や商業系への土地利用の転換が進んでおり、建物更新を契機とした緑化の推進が望まれます。
- ・ 住宅密集地ではオープンスペースが不足しており、防災面や景観面からも公共空地の確保が求められます。
- ・ 仲よし小道の清掃等を中心としたNPO法人などの住民活動が活発な地区であり、市民と市の協働による仲よし小道の保全と活用が望まれます。
- ・ 公園が不足している地区であり、身近な公園や広場等の確保が求められます。

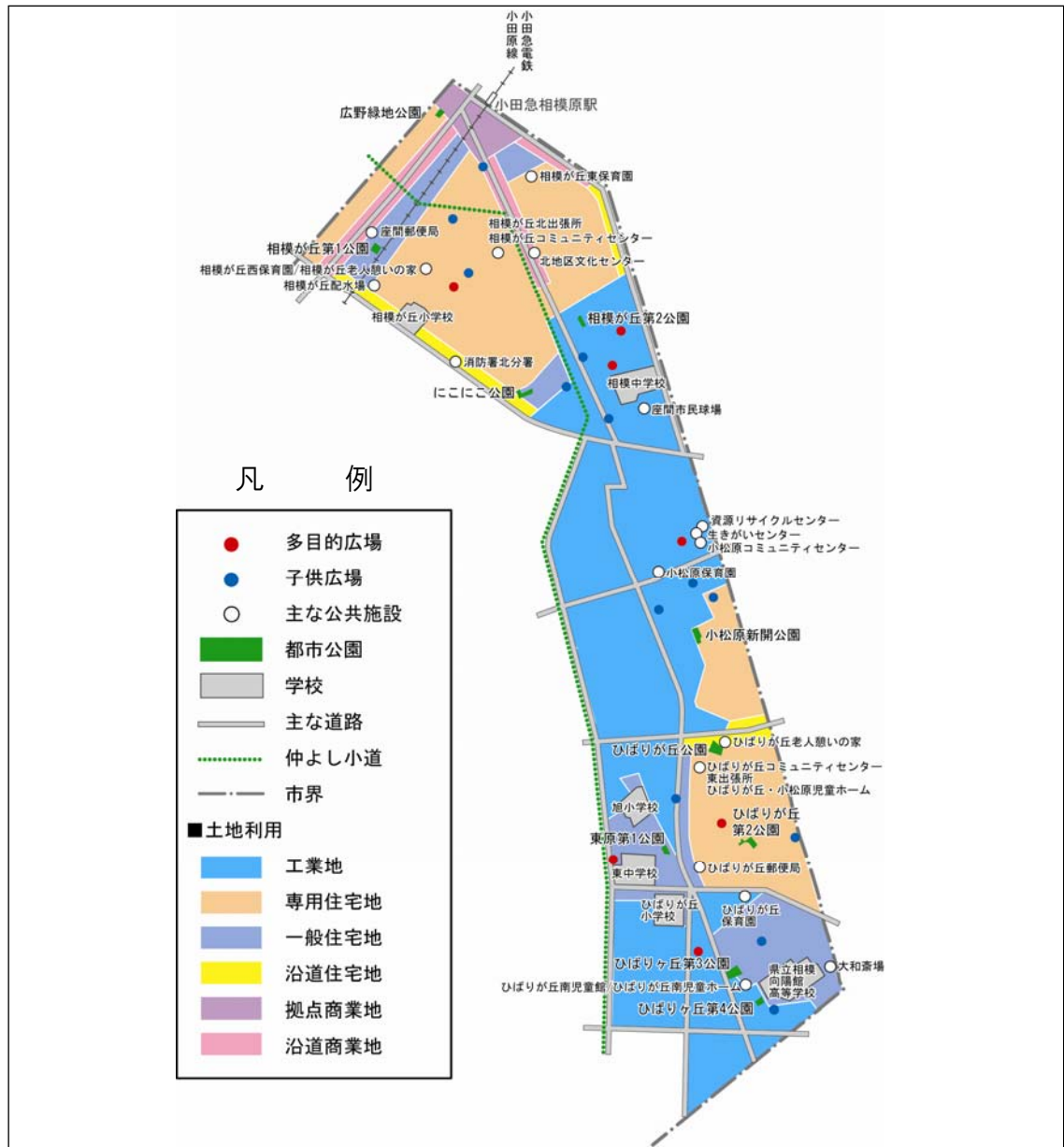


図-9 相模が丘・小松原地区・ひばりが丘地区 現況図

イ 緑化等の推進方針

- ・ 小田急相模原駅周辺の緑化を図り、おもてなしの演出に配慮した駅前空間を創出します。
- ・ 通りに面する住宅地の緑化を推進し、潤いのある住環境を形成します。
- ・ 事業所や集合住宅、工場等の大規模な建築物等の緑化を推進し、まとまった緑を確保します。
- ・ 学校をはじめとした公共公益施設の緑化を図り、地域の緑を増やします。
- ・ 仲よし小道の保全と活用を通じて、市民やNPO法人などとの協働による地域活性化を目指します。
- ・ なかよし広場の継続的な確保により、地域に身近な緑を提供します。



(2) 入谷地区

ア 現況と課題

- ・ 地域の中心には座間駅があり、市西部の玄関口としての魅力ある顔づくりが求められます。
- ・ 低中層の住宅が広がっており、良好な住環境の保全が求められます。
- ・ 学校教育施設が集積しており、敷地や建物を活かした緑化の推進が求められます。
- ・ 羽根沢地区に残された樹林地の保全が望まれます。
- ・ 鈴鹿長宿地区では、景観条例に基づく「鈴鹿長宿特定景観計画地区」の指定により、旧来のまちなみや湧水などの歴史的・自然的特性を活かした景観の保全が図られています。
- ・ 入谷駅周辺に広がる農地の維持保全が今後も望まれます。
- ・ 市の緑の特徴の一つである奥行きのある斜面緑地の景観を保全する必要があります。
- ・ 座間谷戸山公園は、さまざまな市民団体が指定管理者(公益財団法人神奈川県公園協会)と協働し、里山の自然環境の保全やイベント開催等を行っており、今後も持続的な緑の保全・活用が望まれます。

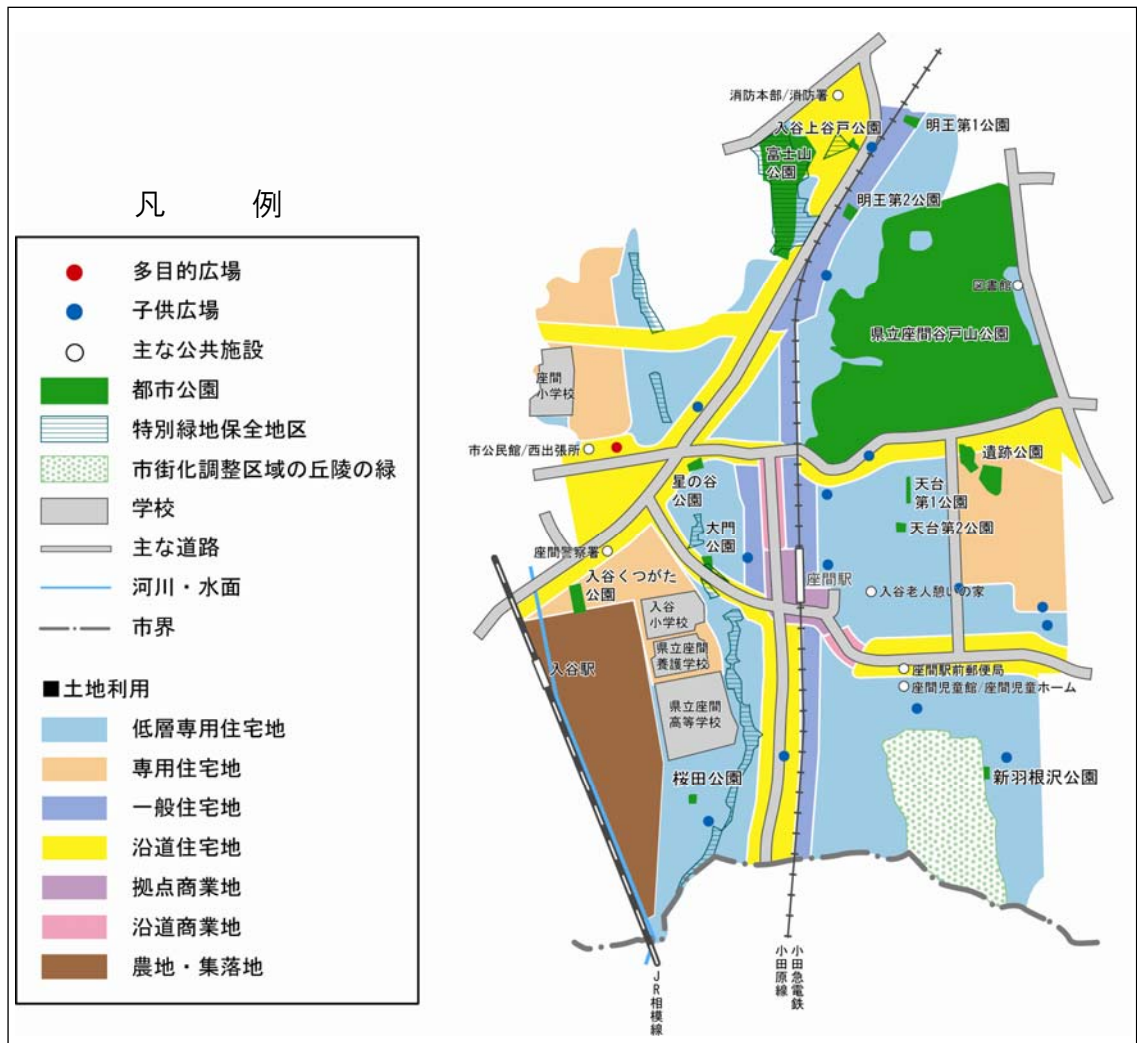


図-10 入谷地区 現況図

イ 緑化等の推進方針

- ・ 座間駅周辺の緑化を図り、おもてなしの演出に配慮した駅前空間を創出します。
- ・ 通りに面する住宅地の緑化を推進し、潤いのある住環境を形成します。
- ・ 事業所や集合住宅、工場等の大規模な建築物等の緑化を推進し、まとまった緑を確保します。
- ・ 学校をはじめとした公共公益施設の緑化を図り、地域の緑を増やします。
- ・ 羽根沢地区に残されたまとまった緑地の保全を検討します。
- ・ 鈴鹿長宿地区の水と緑を活かした景観形成を通じて、地区の歴史と自然を保全・継承します。
- ・ 入谷駅周辺に広がる農地を保全し、緑豊かな空間を形成します。
- ・ 相模川河岸段丘の斜面緑地を保全し、良好な自然的環境と景観を保全・継承します。
- ・ 座間谷戸山公園の持続的な、保全・活用を関係機関に要望します。



3 協働の推進方針

緑のまちづくりを進めていくためには、地域力を活かしながら、市民、事業者、市すべてが力を合わせていくことがなによりも重要です。そのためには、各主体が本計画に記された考え方を理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが重要です。また、その上で、各主体が連携・協働していくことが必要となります。

(1) 各主体の役割

連携・協働による緑のまちづくりを進めていく上で、より計画の実効性を高めるために、各主体の役割を示します。

ア 市民の役割

- ・ 道路沿いや庭、ベランダ、屋上、壁面など、身近な場所で緑をつくり育てる。
- ・ 身近な道路や公園の緑などに関心を持ち、地域の緑を育てる活動に積極的に参加する。
- ・ 緑を知り、緑に親しむ機会(イベントなど)に参加する。
- ・ 事業者や市と連携して、緑のまちづくりを拡げる。

イ 事業者の役割

- ・ 事業所内を積極的に緑化する。
- ・ 事業所内のオープンスペースを開放する。
- ・ 緑を通じた社会貢献活動(CSR活動)をする。
- ・ 地域住民や市と連携して、緑に関する活動を広げる。

ウ 市の役割

- ・ 市民、事業者、団体との連携を深め、緑のまちづくりを進める。
- ・ 市民、事業者、団体が進める緑のまちづくりへの関心を高めるため、緑の助成制度の拡充や情報提供などを積極的に行う。
- ・ 公園、道路、公共公益施設などでの緑化を積極的に進める。
- ・ 国、県、近隣自治体と連携し、効果的に緑のまちづくりを進める。

(2) 地域コミュニティに支えられた緑のまちづくりの推進

市民や事業者の緑への主体的な取組みに対し、市の支援策の拡充を図ります。また、市が主体的に行う計画づくりや公園・広場の整備、維持管理などのさまざまな場面において市民や事業者が積極的に参加できる仕組みづくりを充実させます。これらの取組みを通じて、市民、事業者、市の連携・協働による地域コミュニティに支えられ緑のまちづくりを推進します。

(3) 〈公〉の領域の緑の拡大（持続的な緑のまちづくりに向けて）

地域コミュニティに支えられた緑のまちづくりを推進するために、地域コミュニティを構成する人々の共通の生活空間として、〈公〉の領域の緑を増やすとともに、市民等がこれを創造的に使いこなす活動を推進します。

そのために、市が所有している緑や市民・事業者が所有している緑をそれぞれが公（パブリック）な空間として提供します。

具体的には、市が管理する公園や広場、道路や水辺等の空間について、市民との協働による維持管理や活用を推進します。また、自宅や事業所等の場における生垣化やベランダ緑化、オープンガーデン等の個人や事業者の取組みを市民等に開放することを推進します。

これらの取組みにより、〈公〉としての緑への質的な転換を図ることができ、市民が感じることのできる緑、つまり身近な緑を増やすことにつながります。さらに、市民、事業者、市のつながりが深まっていきます。三者のつながりの深まりにより、緑のまちづくりがさらに進められ、持続的な緑のまちづくりとなることによって、段階的に緑豊かなまちになっていきます。また、本計画で掲げている緑の将来像の実現が期待されます。

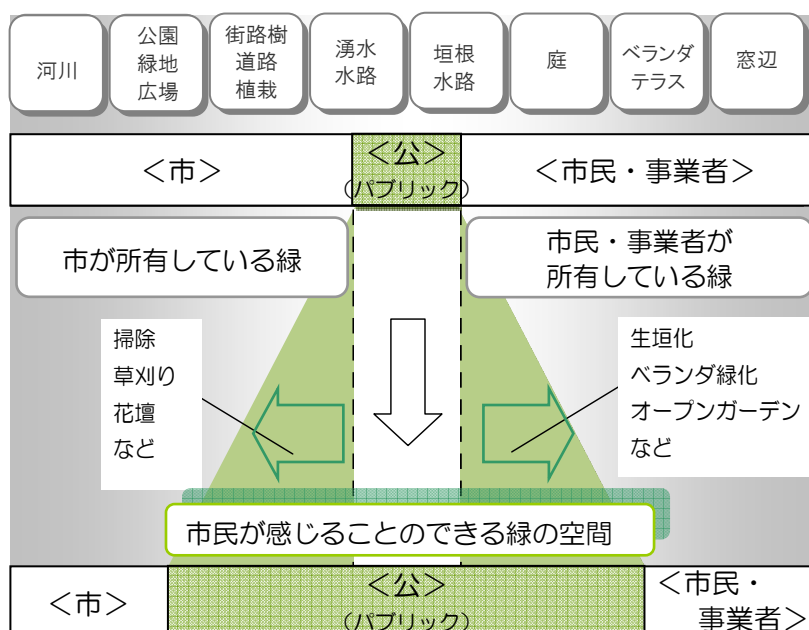


図-11 〈公〉の領域の緑の拡大イメージ

(4) 進行管理の方針

市民、事業者、市が一体となったまちづくりを目指すためには、適切かつ透明性のある進行管理が必要です。

本計画の進行管理は、立案プロセスから計画改善にいたるまでの一連の流れを、PDCAサイクルにより進行管理していきます。

P:【計画立案(PPLAN)】

市民が参加する緑化推進協議会やアンケート、パブリックコメントなどを通じて、市民や事業者の意向を反映しながら、計画を立案しました。

D:【実行体制(DDO)】

市が緑に関する取組みの先導役となることにより、市民、事業者との良好な関係を構築します。また、各主体の役割を踏まえ、協働の事業推進が図られるよう、実効的な体制づくり、場づくりを推進します。

C:【検証・評価(CCHECK)】

本計画について、適切かつ透明性のある検証・評価を行います。評価にあたっては、計画に示された指標の達成状況について適切に評価し、計画の見直しや改善につなげていきます。

A:【改善(AACTION)】

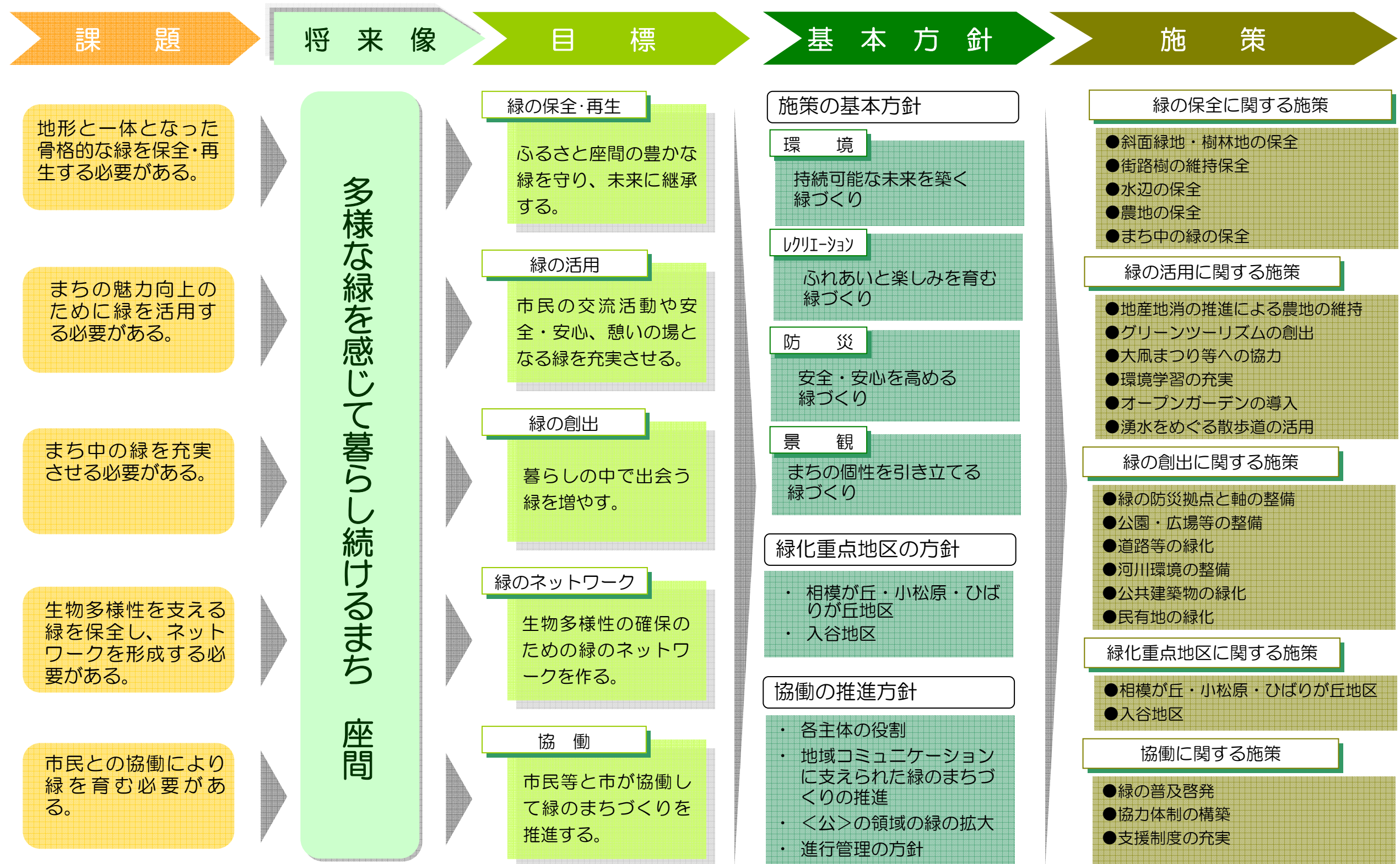
各事業の良い点・悪い点を明らかにし、計画に示した施策への反映を行い、緑の将来像の実現に向けた確実な進行管理を進めていきます。

第5章 実現に向けた施策

前章までの内容に沿って、目標、基本方針を実現するための施策を組み立てました。

1 施策の体系

課題、将来像、目標、基本方針の流れに沿って緑の将来像の実現に向けた施策を、緑の保全、緑の活用、緑の創出、緑化重点地区、協働の五つの視点から組み立てました。



2 個別施策の内容

先に示した施策の内容を個別に整理しました。

(1) 緑の保全に関する施策

ア 斜面緑地・樹林地の保全

- ・ 緑地保全制度の適用による保全

相模川河岸段丘の斜面緑地については、相模川特別緑地保全地区として、引き続き保全します。

- ・ 緑地保全制度の適用による保全の検討

目久尻川沿いの斜面緑地及び羽根沢地区の緑地については、緑地保全制度の適用による保全を検討します。



イ 街路樹の維持保全

市民と協働による除草や樹木剪定、雑草の管理を通じ、道路景観の維持と都市緑化、交通安全への啓発を関係機関と協力して推進します。



ウ 水辺の保全

- ・ 河川の水と緑の保全

相模川や、鳩川、目久尻川の水面及び河川敷は、河川法に基づく有効な緑地空間として関係機関と協力して保全します。

- ・ 水質監視の継続・充実

市内を流れる河川や地下水の水質を定期的に測定し、水質保全に努めるよう、関係機関に協力を求めます。

- ・ 湧水・地下水の保全

「座間市の地下水を保全する条例」に基づき、湧水や地下水の保全に協力します。

- ・ さがみグリーンラインの維持

さがみグリーンラインは、相模川の水辺環境を身近に感じる地域の散策路として、関係機関と協力して適正な維持に努めます。



エ 農地の保全

- ・ 生産緑地地区の維持
生産緑地地区については、緑豊かなゆとりある市街地の形成に向けて、貴重な緑地として保全に協力します。
- ・ 優良農地の保全
農業振興地域・農用地区域の優良な農地の保全を関係機関に働きかけます。
- ・ 市民農園の継続・拡充
遊休農地等の活用として、市民農園の維持に協力します。
- ・ 農地景観植栽
農地の景観維持に協力します。



オ まち中の緑の保全

- ・ 樹木保全地域の指定の継続・拡充
樹木保全地域に指定した土地所有者への奨励金交付により、市街化区域及び市街化調整区域内の良好な樹林地の保全を図ります。
- ・ 子供の森の指定
良好な自然環境を有し、保全を必要とする区域として指定する子供の森の指定を検討します。
- ・ 桜並木の保全
市民と協働して桜並木の樹木剪定や害虫駆除等の適切な維持管理を行い、地域住民の住みやすい住居環境、市民に安らぎと潤いを与えられる場としての良好な環境の確保を図ります。



(2) 緑の活用に関する施策

ア 地産地消の推進による農地の維持

緑化まつり等での地元農作物消費に協力します。



イ グリーンツーリズムの創出

農地や湧水などを活用し、観光協会や関係団体と連携して農業体験や湧水めぐりなどの緑とふれ合う機会づくりを検討します。



ウ 大凧まつり等への協力

各種イベントで緑の啓発活動に努めます。



エ 環境学習の充実

子供たちや市民団体等の自然環境に対する意識を高めるための学習の場づくりを検討します。



オ オープンガーデンの導入

緑化された個人の庭を公開するオープンガーデンにより、出会いや交流を通じて、花とみどりがあふれるまちづくりを検討します。



カ 湧水をめぐる散歩道の活用

市内には「遺跡・伝説と湧水を訪ねる散歩道」や「湧水と美しい自然を訪ねる散歩道」などの湧水をめぐる散歩のコースがあり、今後も散歩道の有効活用を検討します。



(3) 緑の創出に関する施策

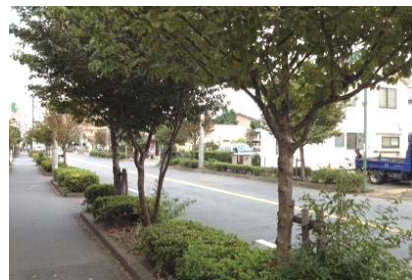
ア 緑の防災拠点と軸の整備

- ・ 芹沢公園の全面開園

芹沢公園は、自然環境を活かした憩いの場や防災機能を持ち合わせた公園として、また、水源涵養地として樹林地を保全するため、今後も整備を進め、全面開園を目指します。

- ・ 緑の東西軸の整備促進

市を東西方向に横断する都市計画道路座間南林間線については、植栽帯や沿道の緑化等により緑の東西軸としての整備を推進するとともに、避難道路や緊急輸送路として延焼防止効果等の機能強化に協力します。



イ 公園・広場等の整備

- ・ 仲よし小道の整備

仲よし小道は、市民やNPO法人等と協働して質の高い住環境づくりやいきいきとしたコミュニティづくり、地域振興に寄与する名所となるような緑道の整備を図ります。

- ・ 老朽化した公園施設の改修

公園利用者の利便性の向上と安全性の確保を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具等の公園施設の改修を行い、ストックの有効活用を図ります。

- ・ 身近な公園・広場の整備

公園・広場が不足している地域を中心に、主として徒歩圏内の住民の利用を目的とした公園(街区公園)・広場の整備を進め、市街地環境や都市防災機能の向上を目指します。

- ・ さがみグリーンラインの整備

相模川沿いの広域的なサイクリングロードとして、さがみグリーンラインの整備を関係機関に要望します。



ウ 道路等の緑化

・道路の緑化

道路緑化に伴う花苗の植込み等に協力して、花とうるおいのある道路空間を創出します。また、道路周辺の残地などを活用したまち角花壇づくりを検討します。

・まちづくり事業に合わせた駅周辺の緑化

小田急相模原駅周辺地区、相武台前駅南口周辺地区、座間駅西口周辺地区における市街地再開発事業の機会を捉え、地域の玄関口としておもてなしの演出やイメージアップのために、歩道状空地や拡幅道路、小広場を対象とした緑化を関係機関と協力して推進します。



エ 河川環境の整備

相模川、鳩川、目久尻川は、市の貴重な自然空間を形成していることから、水と身近に触れ合うことのできる環境整備を関係機関に要望します。



オ 公共公益施設の緑化

・庁舎等の緑化推進

多くの市民が日常的に利用する庁舎やコミュニティセンターなどの公共建築物について、関係機関と協力して緑化を推進します。

・公共住宅の緑化

市営住宅の新築や改築に際しては、敷地内緑化の充実に協力します。

・学校施設の緑化

ビオトープの創出や中庭の芝生化、屋上・壁面緑化を関係機関と協力して推進し、ヒートアイランドの緩和や緑に関する啓発を図ります。



カ 民有地の緑化

- ・ 緑化地域の指定に向けた検討

緑化地域は、都市緑地法に規定された制度で、市街化区域を対象とし、一定規模以上の建築物の新築や改築を行う際に、一定割合以上の緑化を都市計画として義務付ける制度です。

今後、緑が不足している市街化区域の効果的な緑化を推進するために、関係機関との調整を図り緑化地域の指定に向けて検討します。

- ・ 民有地の緑化支援

民有地の緑化により良好な生活環境を形成するために、住宅等の生垣設置に対しての奨励金の交付を行います。

- ・ 景観条例と連携した敷地内緑化の推進

景観条例の啓発などによる市民や事業者の理解のもと、関係機関と協力して敷地内の緑化を推進することで、うるおいのある景観を創出します。



(4) 緑化重点地区に関する施策

ア 相模が丘・小松原・ひばりが丘地区

- ・ 小田急相模原駅周辺の緑化
小田急相模原駅周辺では、市街地再開発事業等の機会を捉え、関係機関と協力して緑化の推進を図ります。
- ・ 住宅地の生垣化推進
生垣設置奨励金の活用を検討し、通りに面する住宅地の緑を増やし、防災機能の向上と緑豊かな景観形成を図ります。
- ・ 大規模建築物の緑化誘導
緑化協定の検討や座間市開発等事業指導要綱に基づく緑化指導を通じて、事業所や集合住宅、工場等の大規模な建築物等の緑化誘導を図ります。
- ・ 公共公益施設の緑化
学校をはじめとした公共公益施設について、関係機関と協力して建物の緑化や中庭の芝生化、シンボルツリーの植栽や花による緑化を進め、地域を彩る緑の核を形成します。
- ・ 仲よし小道の再生整備と協働による維持管理
市民やNPO法人と協働して、仲よし小道の桜並木の維持管理や活性化を図り、親しみのある歩行空間をつくとともに、再生整備を行います。
- ・ なかよし広場の整備
なかよし広場は、都市公園を目指して整備を進めるとともに、地域の防災拠点を目指します。



イ 入谷地区

- ・ 座間駅周辺の緑化

座間駅周辺では、高木や花木、草花の植栽により、関係機関と協力して訪れた人をもてなす緑化の推進を図ります。

- ・ 住宅地の生垣化推進

生垣設置奨励金の活用を検討し、通りに面する住宅地の緑を増やし、緑豊かな住宅地の景観形成を図ります。

- ・ 大規模建築物の緑化誘導

緑化協定の検討や座間市開発等事業指導要綱に基づく緑化指導を通じて、事業所や集合住宅、工場等の大規模な建築物等の緑化誘導を図ります。

- ・ 公共公益施設の緑化

学校をはじめとした公共公益施設について、関係機関と協力して建物の緑化や中庭の芝生化、シンボルツリーの植栽や花による緑化を進め、地域を彩る緑の核を形成します。

- ・ 羽根沢地区の緑の保全

羽根沢地区に残された緑地について、緑地保全制度の適用による保全を検討します。

- ・ 鈴鹿長宿地区における水と緑の景観形成の推進

鈴鹿長宿地区では、関係機関と協力し、庭木の緑や社寺林、湧水などの水と緑が息づく良好な景観を維持、保全、創出します。

- ・ 入谷駅周辺の農地の維持保全

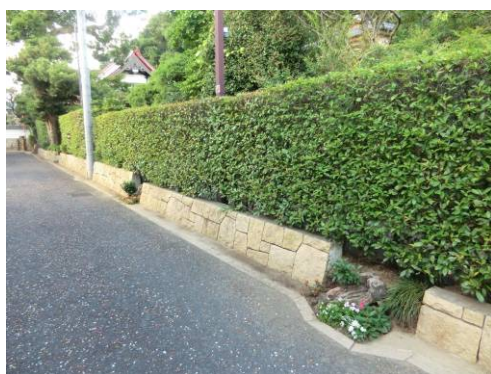
入谷駅周辺の優良農地の保全に協力するとともに、遊休農地については市民農園の開設等による活用に協力します。

- ・ 相模川河岸段丘の斜面緑地の保全

带状に連なる相模川河岸段丘の斜面緑地は、相模川特別緑地保全地区の指定を通じて永続的な保全を図ります。

- ・ 座間谷戸山公園の保全と活用

座間谷戸山公園については、適切な維持管理により緑地空間の保全や、市民の余暇活動の場としての活用の推進を関係機関に要望します。



(5) 協働に関する施策

ア 緑の普及啓発

- ・ 緑化まつりの開催
緑化まつりの開催を通じて、市民や事業者への緑化の普及啓発を行い、緑化意識の高揚を促進します。
- ・ 森づくりボランティア活動の実施
市民と協働して公園内の樹林地を良好に保つための下草刈り、枝打ちなど森林の手入れや自然観察会を実施します。

イ 協力体制の構築

- ・ 市民参加の公園づくり
市民参加による芹沢公園の計画改定を行います。
- ・ ボランティアや市民活動団体との協働
公園、広場、緑道等の維持管理について、地元住民、地元商店会、学校関係者が担うことにより、コミュニティの醸成を図ります。
- ・ 人材育成
市民活動団体と協力して自然観察ガイドなどの人材育成を図ります。
- ・ 県や事業者等との協力
県の「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」との整合を図り、県や事業者等と協力して、緑の保全・創出を進めます。

ウ 支援制度の充実

- ・ 花の苗・花壇の提供
公園・広場等への緑化活動として「花とうるいおいのある緑化事業要綱」に基づき花の苗・花壇を提供し、市民緑化活動団体等への支援を実施します。
- ・ アダプト制度の導入
公園・広場等の緑化・維持管理について、市民・事業者が里親となり、特定の場所を養子(アダプト)として維持管理等を行うアダプト制度の導入を検討します。



参考資料(用語解説)

あ行

アダプト

道路や公園、河川、緑地といった特定の公共施設において、行政が市民や民間事業者と定期的に美化活動を行うように契約する制度のこと。

オープンガーデン

「公開の庭」あるいは「庭を公開する」という意味で、チャリティなどのために個人の庭を一般に公開すること。

オープンスペース

公園・広場、河川、湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地で、交通用地を除いたものの総称。一般的には、都市公園・広場などの公共用地を示す言葉として用いられている。

か行

街区公園

都市公園の種別の一つで、主として街区内に居住するものの利用に供することを目的とする公園。標準的な公園面積は0.25ha。

河川法

河川の管理等に関する基本法。現行法は1964年公布。洪水の防止、灌漑などを目的とする河川の管理は古くから共同体の社会的共同業務の一つとされてきたが、今日でも多くの河川はその社会的公共性に基づき行政によって管理されており、その準拠法が河川法である。

環境基本計画

環境基本法に基づき、環境行政を総合的、計画的に進める計画。

近隣公園

都市公園の種別の一つで、主として近隣に居住するものの利用に供することを目的とする公園。標準的な公園面積は2ha。

グリーンツーリズム

農山村地域に滞在して、農産漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々と交流を楽しむ余暇活動のことをいう。

景観計画

景観法第8条第1項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」のこと。良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項などを定めることができる。

公園施設長寿命化計画

公園利用者の安全性の確保やライフサイクルコスト削減などから、計画的な公園施設の改修や長寿命化対策に係る取り組みなどの推進を目的に策定する。

さ行

市街化区域

都市計画法に基づき指定された既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づき指定された区域区分の一つであり、市街化区域と対をなす。市街化を抑制すべき区域であり、この区域では開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われぬ。

自然環境保全法

国民が将来にわたって自然の恵みを受けることができるように自然環境の保全に関する基本的事項を定めた法律。自然環境保全の理念や自然環境保全基礎調査など基本的事項についての規定のほか原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の指定や保護規制などを定めている。また、自然環境保全に関して都道府県が制定する条例に法的な根拠を与えている。

生物多様性

生物の間に見られる変異を総合的に指す言葉。さまざまな生態系が存在する「生態系の多様性」、さまざまな生態種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる三つのレベルの多様性により捉えられる。

総合計画

地方自治法に基づく基本構想及び国土利用計画法に基づく市町村計画、長期的な視点と展望にたつて、市町村政運営の指針となるもので、個別の計画や施策に一定の方向性を与え、相互に整合性を確保するための上位計画としての性格を有する。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所当たり10～50haを標準として配置する。

た行

地産地消

地域で生産された農作物などをその地域で消費すること。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして各地で進められて

いる。

都市公園

都市公園法で規定されている公園や緑地。

都市マスタープラン

都市計画法に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくりの方針を示すものである。本計画は、都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の見直しや改定に際しての指針となるもの。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地などがある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)。

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。

な行

農業振興地域整備法

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとも

に、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律である。

は行

ヒートアイランド現象

都市部において、アスファルト舗装、ビルの幅射熱、冷房の排気熱、車の排気熱などの影響により、気温がまわりの地域に比べて高くなる現象のことであり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから「ヒートアイランド現象」と呼ばれている。

ビオトープ

野生生物が生息する空間のことで、生態系として捉えることのできる最小の地理的単位を意味することもある。

風致公園

都市計画法に基づき、都市の風致を維持するために定められる地区。都市における樹林地、海浜地などの良好な自然的景観及びそれと一体となった史跡名所などを含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める。

ま行

緑

森林、農地、緑地など生物の生息に必要な空間及び公園、街路樹など人の活動に必要な安全で快適な空間をいう。

ら行

緑地

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。この「緑地」は、都市公園や公共施設などとして管理される「施設緑地」と、

一定の地域を指定して、その土地利用をコントロールすることで確保される「地域制緑地」に大きく分けられる。

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植物帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

緑被面積

樹林地、田、畑、芝生・草地等の緑で覆われた土地の面積。

緑被率

樹林地、田、畑、芝生・草地等の緑で覆われた土地の市全体の面積に占める割合。

緑化重点地区

「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として公園緑地等の整備、緑化を重点的に推進し、その動きを周辺に広げていく役割を持った地区をいう。これからの緑のまちづくりのモデルとなる場所。

緑化地域

都市緑地法に規定された制度で、都市計画区域内の用途地域が定められている地域で都市計画として敷地面積に対する緑地の割合の最低限度が定められている地域。



座間市緑の基本計画

発行年月 平成25年3月

発行 座間市都市部公園緑政課
〒252-8566

住所:座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話:046-255-1111(代表)

F A X:046-255-3550

